

飯綱町国土強靱化地域計画

令和4年3月

飯綱町

【目次】

第1章 国土強靱化の基本的な考え方	1
第1節 計画の目的	1
第2節 基本目標と基本的方針	6
(1) 飯綱町国土強靱化地域計画の基本目標.....	6
(2) 飯綱町国土強靱化地域計画の基本的方針.....	6
第3節 計画の位置づけと期間	7
(1) 飯綱町国土強靱化地域計画と各計画との整合.....	7
(2) 飯綱町国土強靱化地域計画の計画期間.....	8
第2章 地域特性と災害リスク	9
第1節 本町の特徴	9
(1) 位置と地勢	9
(2) 気候	9
(3) 都市構造	10
第2節 本町の災害リスク	11
(1) 近年の本町における風水害.....	11
(2) 近年の本町における地震災害.....	13
第3節 想定する災害リスク	14
(1) 風水害	14
(2) 地震災害	14
(3) 土砂災害	18
(4) 雪害	19
第3章 事前に備えるべき目標と推進方針	20
第1節 事前に備えるべき目標とリスクシナリオ.....	20
第2節 推進方針	22
第4章 脆弱性評価及び推進方策	25
第1節 人命の保護が最大限図られること	25
第2節 救助・救急、医療活動が迅速に行われ、被災者等の健康を確実に確保すること.....	35
第3節 必要不可欠な行政機能、情報通信機能を確保すること.....	45
第4節 必要最低限のライフラインを確保し、早期復旧ができること.....	52
第5節 二次的な被害を発生させないこと	62
第6節 流通・経済活動が停滞しないこと	71
第7節 被災した方々の日常生活が迅速に戻ること.....	75

第5章 重点プログラムの設定	83
(1) プログラムの重点化の考え方と設定方法.....	83
(2) 重点化すべきプログラムの一覧.....	83
第6章 計画の推進	84
(1) 本計画の推進.....	84
(2) 本計画の進捗管理.....	84
(3) 本計画の見直し.....	84
(4) 他の計画等の見直し.....	84

第1章 国土強靱化の基本的な考え方

第1節 計画の目的

近年わが国では、気候変動の影響等による風水害の頻発や激甚化が見られるとともに、首都直下地震、相模トラフ沿いの海溝型地震や南海トラフ地震などの巨大地震の発生等が懸念されています。

そうしたことを踏まえ、国では最悪の事態を念頭に置き、平時から様々な危機を想定した備えを行う「事前対策」に取り組み、従来の狭い意味での「防災」の範囲を超えて国土・産業政策も含めた総合的な対応を行う必要があるという認識のもと、「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等を目指し国土強靱化基本法を平成25（2013）年12月に施行しました。

〔強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法、目的と基本理念〕

（目的）

第1条 この法律は、事前防災及び減災その他迅速な復旧復興並びに国際競争力の向上に資する国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある大規模自然災害等（以下単に「大規模自然災害等」という。）に備えた国土の全域にわたる強靱な国づくり（以下「国土強靱化」という。）の推進に関し、基本理念を定め、国等の責務を明らかにし、及び国土強靱化基本計画の策定その他国土強靱化に関する施策の基本となる事項を定めるとともに、国土強靱化推進本部を設置すること等により、国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって公共の福祉の確保並びに国民生活の向上及び国民経済の健全な発展に資することを目的とする。

（基本理念）

第2条 （略）明確な目標の下に、大規模自然災害等からの国民の生命、身体及び財産の保護並びに大規模自然災害等の国民生活及び国民経済に及ぼす影響の最小化に関連する分野について現状の評価を行うこと等を通じて、当該施策を適切に策定し、これを国の計画に定めること等により、行われなければならない。

同法に基づき、国は平成26（2014）年6月に国土強靱化に係る国の計画等の指針となる「国土強靱化基本計画」を策定しましたが、平成30（2018）年12月には、近年の災害から得られた貴重な教訓や社会経済情勢の変化等を踏まえ、その歩みの加速化・深化を図ることを目的に基本計画の見直しを図りました。

国土強靱化基本計画(平成26年6月)

国土強靱化基本計画とは、

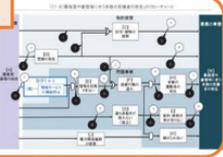
- ・国土強靱化に係る国の計画等の指針となるべきもの
- ・施策の**重点化**／**ハード・ソフト両面**で効果的に推進／「**自助・共助・公助**」の適切な組み合わせ／**民間資金**の活用
- ・地域の特性に応じた施策の推進／非常時だけでなく平時にも有効活用の工夫／PDCAサイクルの実践

策定後約5年が経過

1. 脆弱性評価の結果(平成30年8月)

○平成28年熊本地震等の災害から得られた知見、社会情勢の変化等を踏まえ課題(脆弱性)を評価

○フローチャートによる分析手法を導入して「最悪の事態」に至る因果関係を明確化



(フローチャート分析)

平成30年7月豪雨、台風第21号、北海道胆振東部地震等により住民の生活や経済活動に大きな影響

重要インフラの緊急点検(平成30年11月)

○重要インフラの機能確保について132項目の緊急点検を実施し点検結果と対応方策を取りまとめ

2. 国土強靱化基本計画の見直し(平成30年12月)

①災害から得られた知見の反映

- ・被災者等の健康・避難生活環境の確保
- ・気候変動の影響を踏まえた治水対策
- ・エネルギーや情報通信の多様化・リスク分散

などの過去の災害から得られた知見を推進方針として追加

②社会情勢の変化等を踏まえた反映

- ・新技術の活用、国土強靱化のイノベーション推進
- ・地域のリーダー等の人材育成、防災教育の充実

などの社会情勢の変化等を踏まえた内容を追加

③災害時に重要なインフラ整備、耐震対策・老朽化対策、BCPの普及などは、引き続き推進

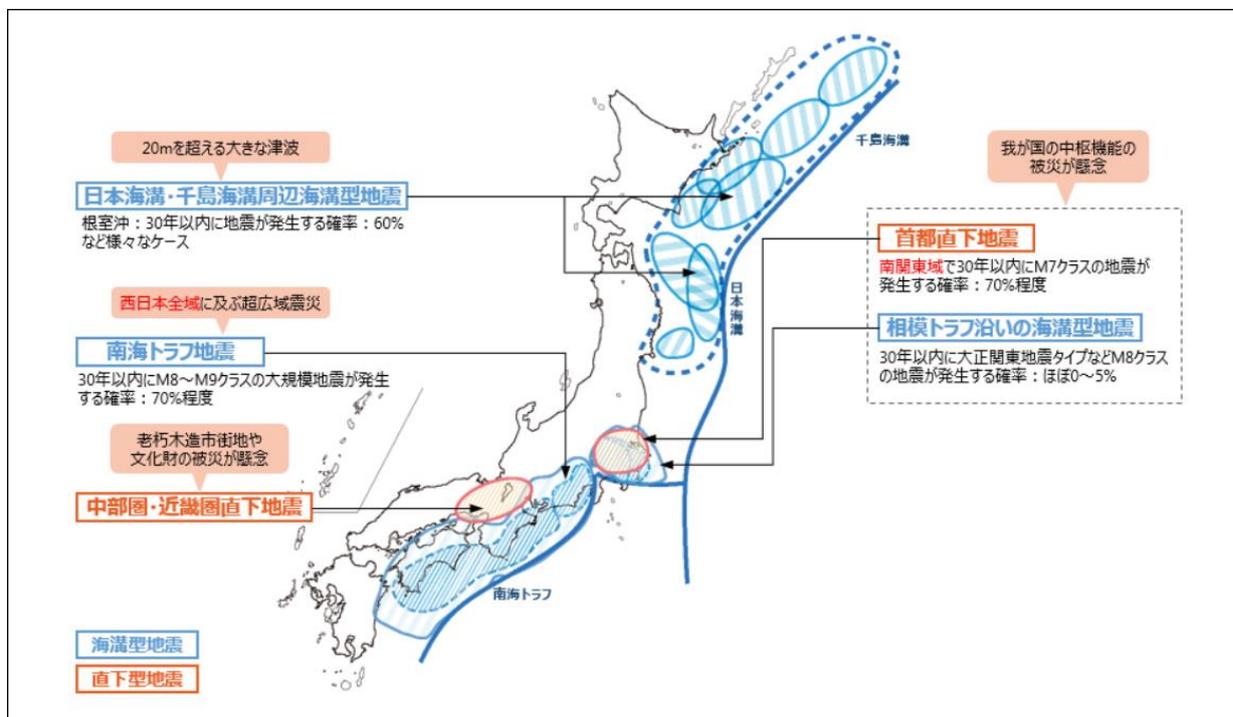
④重点化すべきプログラム等20プログラムの選定

- 15の重点化すべきプログラムを組み換え
- 追加例:【劣悪な避難生活環境、被災者の健康状態の悪化】
【上水道の長期間供給停止】
- 重点化すべきプログラムと関連が強い5つのプログラムを新たに選定

⑤防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策

○④の重点化すべきプログラム等の推進を図るため、特に緊急に実施すべき施策について、**達成目標、実施内容、事業費等を明示した3か年緊急対策を位置づけ**

〔想定される大規模地震〕



出典: 内閣府 防災情報のページ

<http://www.bousai.go.jp/kyoiku/hokenkyousai/jishin.html>

※発生予測確率は地震調査研究推進本部による

長野県（以下、県とする。）においても、市町村や関係機関の連携の下、県の強靱化に関する施策を総合的、計画的に推進するための地域計画として、「多くの災害から学び、生命、財産、暮らしを守りぬく」ことを総合目標とした第1期長野県強靱化計画（計画期間：平成28年度～平成29年度）を平成28（2016）年3月に策定しました。

〔第1期長野県強靱化計画の概要（抜粋）〕

【策定趣旨】

強靱化とは、災害が発生しても生命を失わず、迅速に日常の生活に戻るため、**最悪の事態を念頭に置き、平時からの「備え」**を誰もが行うことにより、社会全体が災害に強くなること。過去の災害からの教訓を踏まえ、最悪の事態を想定する視点から強靱化に向けた施策を効果的に推進するため、長野県強靱化計画を策定

【計画の性格】

大規模自然災害に対する県土の脆弱性を認識し、その克服のため事前防災及び減災その他迅速な復旧等に資する施策を総合的に実施するため、国土強靱化の観点から本県における**様々な分野の指針となる計画**

【計画の目的】

行政のみならず、企業、個人も、生命・財産を守り迅速に復旧復興するための「事前の備え」、すなわち強靱化への意識が必要。本計画は、多くの災害経験を踏まえ、**行政、企業、県民が一体となって「オール信州」で強靱化に取り組み、県民の生命・財産・暮らしを守る**ことを目的

第1期計画期間において発生した、平成28（2016）年の熊本地震や台風10号、平成29（2017）年7月の九州北部豪雨等、大規模災害における課題や教訓とするべき事項を整理し、同様の事象が発生した場合に適切に対応することを目的に、平成30（2018）年3月に「多くの災害から学び、いのちを守る県づくり」を総合目標とした第2期長野県強靱化計画（計画期間：平成30年度～平成34年度（令和4年度））を策定しました。

〔第2期長野県強靱化計画の概要（抜粋）〕

○総合目標

『多くの災害から学び、いのちを守る県づくり』

○基本目標

- 1 人命の保護が最大限図られること
- 2 負傷者等に対し、迅速に救助、救急活動が行われること
- 3 必要不可欠な行政機能、情報通信機能は確保すること
- 4 必要最低限のライフラインを確保し、早期復旧ができること
- 5 流通・経済活動が停滞させないこと
- 6 二次的な被害を発生させないこと
- 7 被災した方々の生活が継続し、日常の生活が迅速に戻る

○想定するリスク

- 地震災害 神城断層地震 長野県北部の地震 等
- 土砂災害・水害 平成26年台風8号 平成18年7月豪雨 等
- 火山噴火災害 御嶽山噴火災害 浅間山噴火災害
- 大雪・雪崩災害 平成26年2月大雪災害、昭和36年2月栄村青倉地区雪崩災害

本町では、平成 28 (2016) 年 12 月に、まちづくりの最も基本的かつ総合的な指針として、「あふれる自然 共に豊かな暮らし創生」を基本理念に、「第 2 次飯綱町総合計画基本構想」及び「前期基本計画」を策定しましたが、新型コロナウイルス感染症の流行、気候変動等による災害の発生リスクの増大、急速に進む少子高齢化・人口減少など、近年の飯綱町を取り巻く社会情勢は大きく変化している中で、令和 3 (2021) 年度で「前期基本計画」の実施期間が終了することから、これに続く令和 4 (2022) 年度から令和 8 (2026) 年度までの 5 年間で計画期間とする「後期基本計画」を策定しました。

「後期基本計画」においては、「人口減少や自然災害、生活環境の多様なリスクに対応した安全な暮らしの実現」を基本方針とする「分野 4 安全・基盤」で、本町の防災関係の取り組みも改めて検討し推進することとしています。その中で、「国土強靱化」に直接的に係る取組内容は以下の通りです。(※主な該当部分を抜粋。)

○政策 1 暮らしを支える生活機能の維持・継承

＜施策 1＞安全で快適に通行できる道路整備・維持管理

- 町道の整備計画を策定し、計画的に幹線道路を整備するとともに、地域の実情に応じた生活道路の改良を進めます。
- 町道、橋梁等を計画的に点検・補修を行うことにより、生活に欠かせない町道等の安全性を確保します。

＜施策 2＞生活の基盤となる上下水道等の整備・維持管理

- 水道施設や水道管の老朽化による更新並びに耐震化を計画的に行い、安定した給水体制を確保します。
- 水道水源の保全を図るとともに新たな水源を確保します。また、水質の向上を図るため、水道施設の改良や水道管の布設を行い、安全・安心な水を提供します。
- 下水道事業の効率的な経営を図るため、広域化・共同化事業により処理施設の統廃合を推進するとともに、施設の老朽化対策や更新費用を的確に捉え、将来にわたり持続可能な経営基盤の確保及び適切な維持管理を推進します。

＜施策 3＞安全・安心で快適な居住環境の整備・継承

- 住宅の耐震診断や耐震補強の支援を行うことにより、町内建築物の耐震強化を促進します。
- 公共建築物やライフライン（電気・水道・ガスなど住民の生活・生存に不可欠なものを供給する配管・配線。）などの耐震化を推進します。
- 老朽化による倒壊等、保安上危険となるおそれのある空き家などの所有者へは指導を行うなど、適切な措置・対応を行います。

○政策 2 地域の防災力・防犯力の維持・向上

＜施策 1＞自然災害への対応力の強化

- 災害対策を迅速かつ的確に実施するため、防災活動の指針である地域防災計画を町の情勢等に応じて見直します。
- 土砂災害や洪水の危険性のある場所や地震による揺れやすさなどの危険度を示した地図（ハザードマップ）を随時更新・周知し、災害発生時の避難活動などへの活用を促進します。
- 防災訓練や地区の集会等あらゆる機会を捉えて防災意識を啓発し、自助、共助を育み、住民等の意識の高揚を図ります。
- 地域における自主防災組織の設立を推進するとともに、その活動を行う上で中心となる人材を養成します。
- 住民参加型の実践的な訓練を実施し、防災力の強化を図ります。
- いつ災害が起きても高齢者や障がい者等が安全に避難できる体制を確立するため、災害の避難時に支援が必要な要配慮者、避難行動要支援者、避難所や福祉施設等を表記した地図（災害時支え合いマップ）を作成し、その内容を周知します。

- より迅速かつ的確に防災情報を町民に広く伝達できる環境を推進するため、防災行政無線の戸別受信機の更なる普及率の向上を目指すとともに、町のメール配信サービス等、複数の情報伝達手段を確保します。また、ドローン等のデジタル技術を活用した情報収集機能を確立するなど、被害状況の把握や防災情報基盤の整備を推進します。
- 災害に備え、救助活動等に必要な資機材・食料品・医薬品などの備蓄を進めます。また、新型コロナウイルス等感染症対策を講じた上での避難所の役割が求められていることから、段ボールベッドや間仕切り等の設営や運営に係る備蓄品の整備も進めます。
- 災害発生時における各種応急復旧活動に関する人的・物的支援について、他市町村や民間事業者等と協定（相互応援協定）を結び、災害時に柔軟に対応できる体制づくりを進めます。
- 町の国土強靱化地域計画の策定を踏まえ、山地や河川など災害の危険性のある箇所を的確に把握し、土砂災害対策など、計画的な整備を進めます。

＜施策2＞安全に暮らせる社会づくりの推進

- 女性を含めた消防団員の加入を促進するとともに、消防団の訓練や広報活動を充実し、災害対応も含めた防災対策を推進します。
- 長野市（長野市消防局）と連携し、鳥居川消防署を中心とした常備消防・救急体制の充実を図ります。
- 消防団員のなり手不足解消に向けて、報酬等の見直しや能力や実情に応じて特定の活動にのみ参加する機能別消防団員の採用等を検討します。

「後期基本計画」以外に本町では、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、飯綱町防災会議が作成する計画であって、町、関係機関、住民等が相互に協力し、町の地域に係る災害予防対策、災害応急対策、災害復旧・復興対策を推進することにより、町域における土地の保全とかけがえのない住民の生命、身体及び財産を保護することを目的とする「飯綱町地域防災計画」を必要に応じて見直しているほか、平成28（2016）年3月に「飯綱町耐震改修促進計画」、平成31（2019）年2月に「社会資本総合整備計画」、平成31（2019）年3月に「飯綱町橋梁長寿命化修繕計画」を策定し、本町の強靱化を進めています。

こうした各種計画の取り組みを踏まえ、東日本大震災以降も台風や局地的豪雨などによる被害が発生していることから、大規模自然災害等から住民の生命と財産を守り、地域への致命的な被害を回避し、速やかな復旧復興に資する施策を計画的に推進するために「飯綱町国土強靱化地域計画」を策定するものです。

第2節 基本目標と基本的方針

(1) 飯綱町国土強靱化地域計画の基本目標

本町は、住民・地域・企業・事業者及び国や県等と協働して、「強さ」と「しなやかさ」のある地域社会・経済の構築に向け地域強靱化への取組を推進します。

また、本計画の基本目標を、第2期長野県強靱化計画の基本目標を踏まえ以下の通りとします。

- ① 人命の保護が最大限図られること
- ② 救助・救急、医療活動が迅速に行われ、被災者等の健康を確実に確保すること
- ③ 必要不可欠な行政機能、情報通信機能を確保すること
- ④ 必要最低限のライフラインを確保し、早期復旧ができること
- ⑤ 二次的な被害を発生させないこと
- ⑥ 流通・経済活動が停滞しないこと
- ⑦ 被災した方々の日常生活が迅速に戻ることに

(2) 飯綱町国土強靱化地域計画の基本的方針

基本目標を踏まえ、事前防災及び減災と迅速な復旧復興等に向け、以下の基本的な方針に基づき推進します。

① 国土強靱化の取組姿勢

- 本町の強靱性を損なうリスクをあらゆる側面から検証し、取り組むこととします。
- ハード面の強靱化には時間がかかることから、長期的な視野をもって計画的に取り組めます。
- 災害に強いまちづくりを進めることにより、地域の活力を高めます。

② 適切な施策の組み合わせ

- 防災施設や道路の整備、代替施設の確保等のハード対策と、訓練・防災教育等のソフト対策を組み合わせた効果的な施策を推進します。
- 「自助」、「共助」及び「公助」を適切に組み合わせ、住民・企業・事業者と町が協働して取り組みます。

③ 効率的な施策の推進

- 既存の社会資本の有効活用や施設の維持管理等により、効率的かつ効果的に施策を推進します。
- 国や県の施策・事業の積極的な活用を図ります。

④ 全ての人に配慮した施策の推進

- 施策の推進にあたっては、災害時において特に配慮が必要な高齢者・子ども・障がい者(児)・外国人等に十分配慮して施策を講じます。

第3節 計画の位置づけと期間

本計画は、「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」第13条に基づく国土強靱化地域計画として策定します。

〔強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法、第13条等〕

(国土強靱化地域計画)

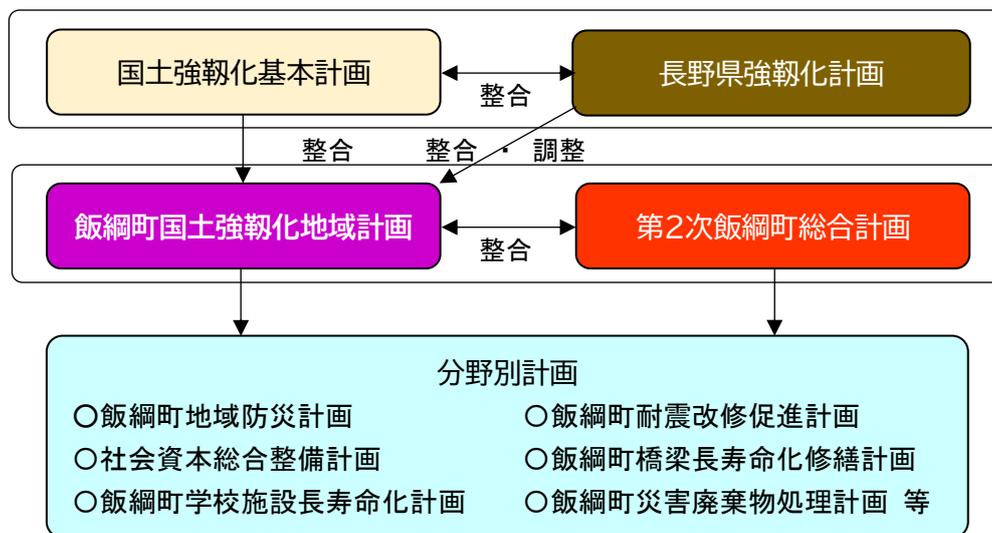
第13条 都道府県又は市町村は、国土強靱化に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、当該都道府県又は市町村の区域における国土強靱化に関する施策の推進に関する基本的な計画(以下「国土強靱化地域計画」という。)を、国土強靱化地域計画以外の国土強靱化に係る当該都道府県又は市町村の計画等の指針となるべきものとして定めることができる。

(国土強靱化地域計画と国土強靱化基本計画との関係)

第14条 国土強靱化地域計画は、国土強靱化基本計画との調和が保たれたものでなければならない。

(1) 飯綱町国土強靱化地域計画と各計画との整合

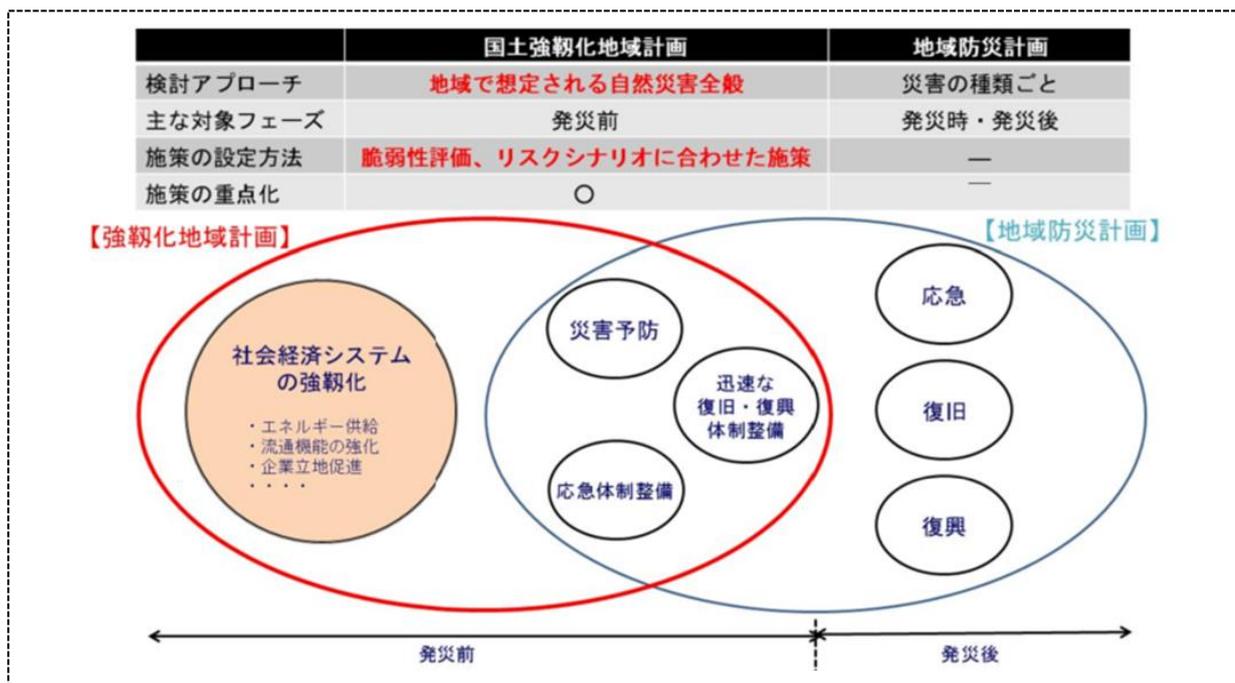
国の基本計画や長野県強靱化計画との整合性を図りつつ、第2次飯綱町総合計画の防災に関わる主な取組内容や、飯綱町地域防災計画の取組内容を計画的に推進する上での指針となる計画として位置づけるとともに、地域における国土強靱化に係る計画等の指針(「アンブレラ計画」としての性格を有するものとし、今後策定する各種計画等については、国土強靱化の観点から必要な見直しを行うものとし、



なお、本町の地域防災計画は、風水害や地震などに対応した防災に関する業務等を定めており、災害対策を実施する上での予防や発災後の応急対策、復旧等に視点を置いた計画となっています。

これに対して「飯綱町国土強靱化地域計画」は、平常時の備えを中心にまちづくりの視点も合わせたハード・ソフト両面での包括的な計画であり、それぞれが自然災害の発生前後において必要とされる対応について定めるものとし、

【参考】飯綱町国土強靱化地域計画と飯綱町地域防災計画との関係



(2) 飯綱町国土強靱化地域計画の計画期間

本計画は令和4（2022）年度から、令和8（2026）年度の5年間とします。

計画期間中であっても、施策の進捗や社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて計画を見直すこととします。

また、計画の軽微な変更等については、毎年度の進捗状況確認の中で対応します。

【計画期間】

和暦	H30	H31 (R1)	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
西暦	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026
飯綱町					飯綱町国土強靱化地域計画				
長野県	第2期長野県強靱化計画				第3期長野県強靱化計画（予定）				

※和暦及び西暦は年度

なお、本計画に基づき実施する予定の事業をまとめた「実施予定事業一覧」は毎年度見直しを図ることから、別紙としてまとめます。

第2章 地域特性と災害リスク

第1節 本町の特性

(1) 位置と地勢

本町は平成 17（2005）年、旧牟礼村と旧三水村 2 村の合併により町政が施行されましたが、長野県の北部に位置し、北は信濃町、東は中野市、西南は長野市に接し、飯縄山・霊仙寺山・斑尾山などの山々に囲まれた穏やかな丘陵地にある自然豊かなまちであり、現在では長野市等のベッドタウンとして、また北信地域の観光拠点として、さらにはリンゴや桃などの一大産地として発展してきました。

町の地形はすり鉢状をなし、底辺部となる町の中心部には鳥居川が流れています。標高は 450m から 1,900m まで差があり、概ね標高 500m から 1,000m の間に居住地が散在しています。

本町は東西に 13.9km、南北に 15.6km の広がりを持ち、周囲の延長は 61.38km、総面積は 75.00km² の広ぼうを有しています。

地目別面積の比率は、農地（田・畑）が 28.0%、宅地が 6.6%、山林・原野が 45.1%となっています。



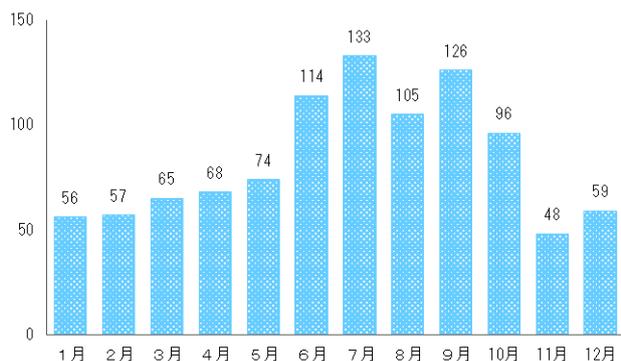
出典：飯綱町観光協会HP

(2) 気候

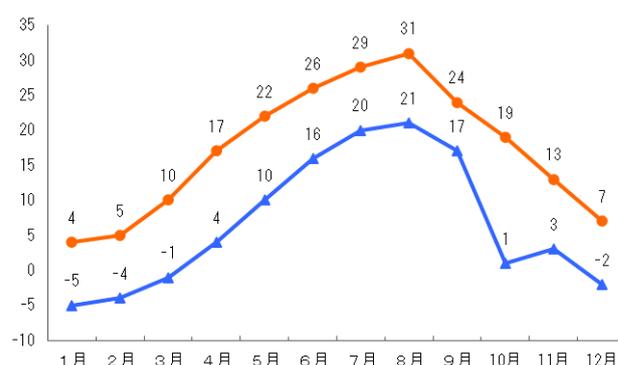
本町の平成 29（2017）年から令和元（2019）年の平均気温は 11℃、平均年間（4月～11月）降水量は 783mm、平均降雪量は 381cm となっています。平成 24（2012）年から平成 26（2014）年までの 3 年間と比較すると、平均気温に変化はありませんが、平均降水量は増え、平均降雪量は減少しています。

気温の年較差と日較差が激しく、湿度は低く降水量の少ない内陸性気候を呈しています。そのため、夏期は最高気温が約 35 度、冬季は最低気温がマイナス 10 度くらいになりますが、全国と同様に本町の周辺では、平均気温が上昇傾向にあり、近年その上昇スピードが増しています。

平均降水量（mm）



平均最高/最低気温（℃）

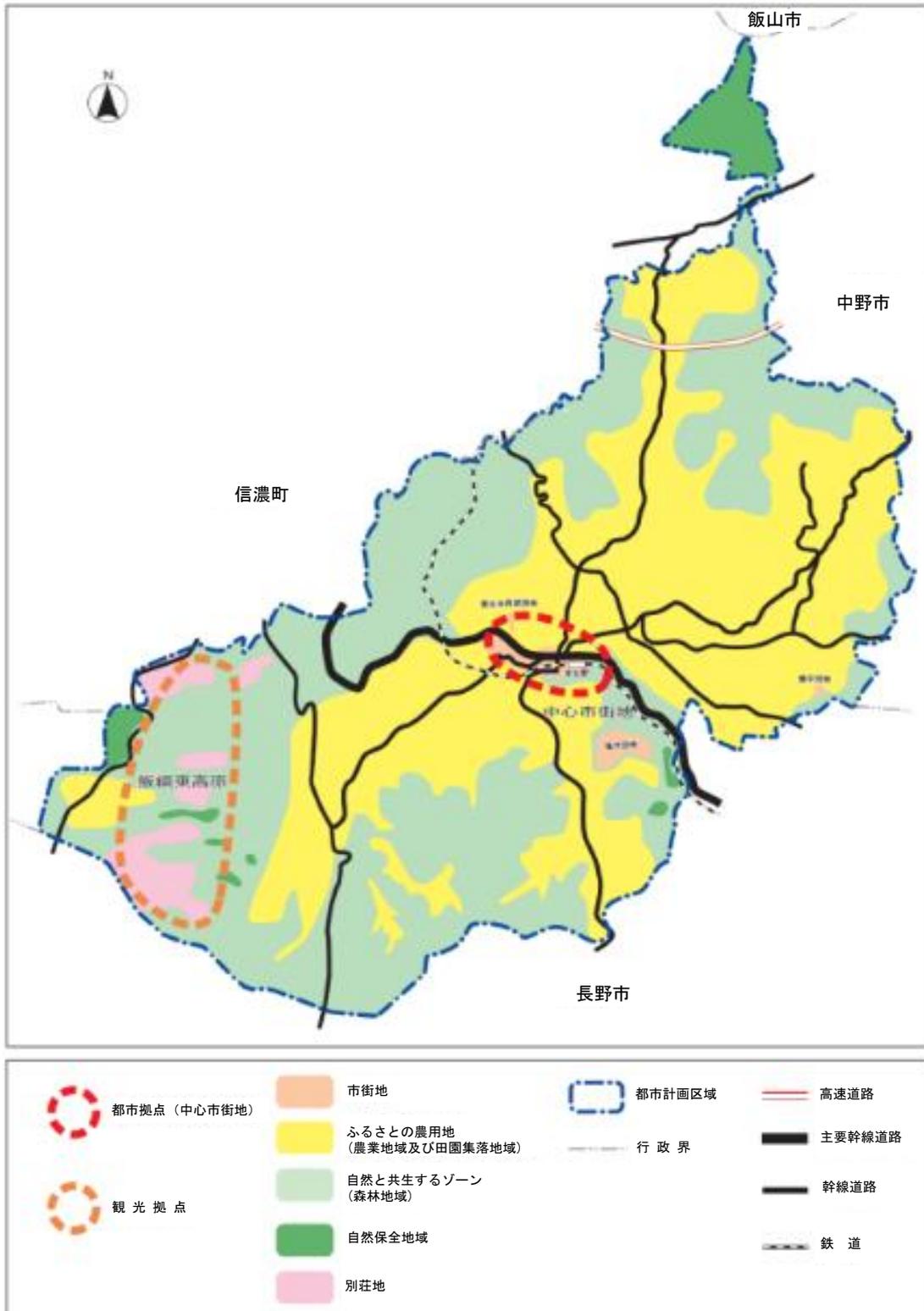


出典：飯綱町観光協会HP

(3) 都市構造

都市づくりに対する合意形成の促進を図るため、平成 28（2016）年 1 月に飯綱都市計画区域を対象として、県が広域的見地から定めた都市計画の目標とその実現に向けた都市計画の基本的な方針では、本町の都市構造を以下の 5 つの地域に分けた市街地像の形成に向け、まちづくりを進めることとしています。

〔都市構造図（飯綱町都市計画区域）〕



出典：飯綱都市計画（飯綱町）都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
（長野県 平成 28 年 1 月 18 日） p. 4

第2節 本町の災害リスク

(1) 近年の本町における風水害

世界的な気候変動と相まって、わが国でも降雨量の増大等、異常気象と呼ばれる事象が毎年発生していますが、平成17(2005)年以降の本町の主な風水害を見ると以下の通り毎年発生している状況です。

幸いなことに、近年では人的な被害は発生していませんが、本町は多くの土砂災害警戒区域に指定されている箇所を有していることから、降雨による土砂災害の発生という複合災害の可能性を有しており、より強靱なまちづくりが求められています。

発生日時	災害名	災害状況	人的被害
平 18. 7. 15～19	豪雨災害	◎総雨量 150 mm 道路 13箇所 河川 5箇所 農地 24箇所 農道 10箇所 水路 20箇所	—
平 19. 8. 6	豪雨災害	◎時間雨量 24～40.5 mm 床下浸水 2棟 道路 8箇所 農地 4箇所 農道 2箇所 水路 11箇所	—
平 20. 8. 13	豪雨災害	◎時間雨量 33～46 mm 道路 11箇所 農地 8箇所 農道 1箇所 水路 4箇所	—
平 21. 6. 22	豪雨災害	◎時間雨量 22～24.5 mm 道路 4箇所 河川 1箇所 農地 1箇所 水路 4箇所	—
平 21. 8. 6～7	豪雨災害	◎時間雨量 23～43 mm 床下浸水 1棟 非住家浸水 1棟 非住家破損 1棟 自主避難 1世帯4名 道路 20箇所 橋梁 1箇所 農地 34箇所 農道 10箇所 水路 16箇所	—
平 22. 7. 17	豪雨災害	◎時間雨量 25～42 mm 床下浸水 2棟 住家一部破損 2棟 自主避難 2世帯5名 道路 18箇所 河川 1箇所 農地 14箇所 農道 4箇所 水路 15箇所	—
平 24. 4. 3～4	強風災害	公共施設一部破損 2棟 農業施設 7箇所 その他建物一部破損 2棟 防犯灯転倒他 10箇所	—
平 25. 7. 27	豪雨災害	◎時間雨量 14～26 mm 床下浸水 2棟 非住家床下浸水 2棟 降雹による農作物被害	—

発生日時	災害名	災害状況	人的被害
平 25. 8. 23	豪雨災害	◎時間雨量 24 mm 床下浸水 2 棟 路肩崩壊等	—
平 26. 7. 11	台風 8 号豪雨被害	◎時間雨量 59 mm 床下浸水 9 棟 非住家 9 棟	—
平 29. 8. 11	大雨災害	時間最大雨量 20 mm 宅地隣接斜面崩落 1 箇所 河川（水路含）被害 8 箇所 道路（農道含）9 箇所 農地災害 14 箇所	—
平 29. 10. 21～ 10. 22	平成 29 年台風 第 21 号災害	時間最大雨量 11 mm 宅地内浸水 1 件 屋根損壊 3 件 河川（水路含）被害 1 箇所 通行止め（倒木、土砂流出）6 箇所 農地被害 9 箇所 観光施設土砂流出（スキー場）1 箇所	—
平 30. 7. 5～ 7. 6	平成 30 年 7 月豪雨	時間最大雨量 18 mm 河川（水路含）被害 1 箇所 通行止め（土砂崩落、流出）2 箇所 農地災害 24 箇所	—
平 30. 9. 4	平成 30 年台風 第 21 号災害	最大瞬間風速 22.1m/s（観測地 点：信濃町） 倒木による被害 停電 60 戸（高岡 別荘地） 通行止め等 2 箇所	—
令元. 10. 12	令和元年台風 第 19 号災害	最大瞬間風速 22.9m/s（観測地 点：信濃町） 一部損壊 4 世帯、避難者受入 15 世 帯 34 名	—
令 2. 7. 8	令和 2 年 7 月豪雨	時間最大雨量 20 mm 床下浸水 2 棟 道路河川被害 6 箇所 農地等被害 9 箇所	重傷者 1 名
令 3. 8. 12～ 8. 13	令和 3 年 8 月前線に 伴う大雨災害	時間最大雨量 19 mm 避難者受入 1 世帯 1 名 県道歩道脇土砂崩落等数箇所	—

出典：飯綱町地域防災計画 第 5 編 資料編、危機管理室資料

(2) 近年の本町における地震災害

地震は広範囲に災害をもたらすものですが、本町における平成 17（2005）年以降の主な地震災害は以下の通りです。

本町に近接して十日町断層帯や長野盆地西縁断層帯（信濃川断層帯）があり、過去においても災害につながる地震が発生していることから、震災対策は本町にとっても重要な課題となっています。

発生日時	災害名	災害状況	人的被害
平 19. 7. 16	新潟中越沖地震	芋川 震度 6 強 牟礼 震度 5 強 住宅一部破損 142 棟 非住家一部破損 6 棟 その他建物一部破損 16 棟 物置一部破損 55 棟 墓石等転倒他 91 件 公共施設一部破損 7 箇所 水道管破裂 1 箇所 道路 3 箇所 橋梁 3 箇所 農地 2 箇所 農道 1 箇所 水路 5 箇所	軽傷者 3 名
平 23. 3. 11	東北地方太平洋沖地震	芋川 震度 3 牟礼 震度 3 避難者受入 3 世帯 9 名	—
平 23. 3. 12	長野県北部地震	芋川 震度 4 牟礼 震度 3 避難者受入 1 世帯 2 名	—
平 24. 7. 10	長野県北部地震	芋川 震度 4 牟礼 震度 4 住家一部破損 1 棟 公共施設一部破損 1 棟	—
平 26. 11. 22	神城断層地震	震度 5 弱 住家一部破損 11 棟 非住家一部破損 10 棟	—

出典：飯綱町地域防災計画 第 5 編 資料編

〔長野県周辺の主要活断層帯と海溝で起こる地震〕

地震調査研究推進本部による、長野県周辺の地震発生確率等の評価は以下の通りです。

地震		マグニチュード	地震発生確率 (30年以内)
海溝型地震			
相模トラフ	相模トラフ沿いのM8クラスの地震	8クラス (7.9~8.6)	ほぼ0%~6%
	プレートの沈み込みに伴うM7程度の地震	7程度 (6.7~7.3)	70%程度
南海トラフで発生する地震		8~9クラス	70%~80%
内陸の活断層で発生する地震			
長岡平野西縁断層帯		8.0程度	2%以下
深谷断層帯・綾瀬川断層 (関東平野北西縁断層帯・ 元荒川断層帯)	深谷断層帯	7.9程度	ほぼ0%~0.1%
	綾瀬川断層 (鴻巣-伊奈区間)	7.0程度	ほぼ0%
	綾瀬川断層 (伊奈-川口区間)	7.0程度	不明
十日町断層帯	西部	7.4程度	3%以上
	東部	7.0程度	0.4%~0.7%
長野盆地西縁断層帯 (信濃川断層帯)	飯山-千曲区間	7.4~7.8程度	ほぼ0%
	麻績区間	6.8程度	不明
糸魚川-静岡構造線断層帯	北部(小谷-明科)区間	7.7程度	0.0009%~16%
	中北部(明科-諏訪湖南方)区間	7.6程度	14%~30%
	中南部(諏訪湖北方-下 葛木)区間	7.4程度	0.9%~8%
	南部(白州-富士見山)区間	7.6程度	ほぼ0%~0.1%
富士川河口断層帯	ケースa	8.0程度	10%~18%
	ケースb		2%~11% (もしくはそれ以下)
木曾山脈西縁断層帯	主部(北部)	7.5程度	ほぼ0%
	主部(南部)	6.3程度	0%~4%
	清内路峠断層帯	7.4程度	不明
堺峠・神谷断層帯	主部	7.6程度	0.02%~13%
	霧訪山-奈良井断層帯	7.2程度	不明
跡津川断層帯		7.9程度	ほぼ0%
高山・大原断層帯	国府断層帯	7.2程度	ほぼ0%~5%
	高山断層帯	7.6程度	0.7%
	猪之鼻断層帯	7.1程度	不明
牛首断層帯		7.7程度	ほぼ0%
庄川断層帯		7.9程度	ほぼ0%

地震		マグニチュード	地震発生確率 (30年以内)
伊那谷断層帯	主部	8.0 程度	ほぼ 0%
	南東部	7.3 程度	不明
阿寺断層帯	主部 (北部)	6.9 程度	6%~11%
	主部 (南部)	7.8 程度	ほぼ 0%
	佐見断層帯	7.2 程度	不明
	白川断層帯	7.3 程度	不明
屏風山・恵那山断層帯 及び猿投山断層帯	屏風山断層帯	6.8 程度	0.2%~0.7%
	赤河断層帯	7.1 程度	不明
	恵那山－猿投山北断層帯	7.7 程度	ほぼ 0%~2%
	猿投－高浜断層帯	7.7 程度	ほぼ 0%
	加木屋断層帯	7.4 程度	0.1%
高田平野断層帯	高田平野西縁断層帯	7.3 程度	ほぼ 0%
	高田平野東縁断層帯	7.2 程度	ほぼ 0%~8%
六日町断層帯	北部 (ケース 1)	7.1 程度	0.4%~0.9%
	北部 (ケース 2)		ほぼ 0%
	南部	7.3 程度	ほぼ 0%~0.01%
曾根丘断層帯		7.3 程度	1%
魚津断層帯		7.3 程度	0.4%以上

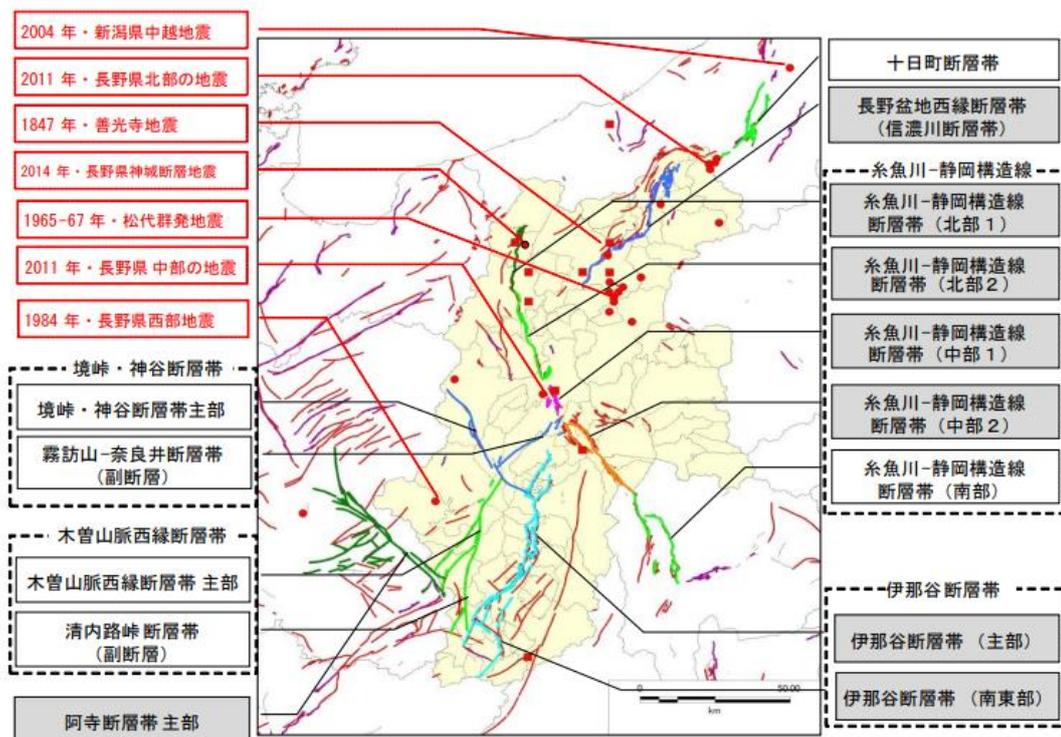
(算定基準日：2021年1月1日)

なお、県内に被害を及ぼす可能性のある海溝型地震には、南海トラフで発生する地震がありますが、県内の3村が、「首都直下地震緊急対策区域」に指定され、また県内の34市町村が「南海トラフ地震防災対策推進地域」に指定されているものの、いずれも本町は指定されていません。

②長野県の活断層

長野県の主要な活断層は、県内をほぼ南北に縦断するように糸魚川-静岡構造線断層帯が延びており、諏訪湖付近では伊那谷断層帯が並走しています。諏訪湖付近から南西方向には、境峠・神谷断層帯とその延長上に木曾山脈西縁断層帯が、県北東部には十日町断層帯、長野盆地西縁断層帯（信濃川断層帯）があります。

〔長野県の活断層の分布と被害地震の分布〕



■	長野県に被害をもたらした歴史地震	—	「活断層詳細デジタルマップ」の活断層 (中田・今泉、2002)
●	1940年代以降、長野県内で震度5以上を記録した地震	—	地震調査研究推進本部の長期評価における主要活断層帯の地表位置
—	「新編日本の活断層」の活断層 (活断層研究会、1991)	■	長野県 (2002) の対象地震 (活断層帯)

出典：長野県「長野県地震被害想定調査報告書」(平成27年3月) p.20

大規模地震は広範にわたり発生することから、過去長野県で発生した地震と同等の災害リスクが発生すると想定する必要があります。

(3) 土砂災害

本町内における災害危険箇所は、

○急傾斜地崩壊危険箇所

- ・急傾斜地崩壊危険箇所（Ⅰ）…22箇所
- ・急傾斜地崩壊危険箇所（Ⅱ）…14箇所
- ・急傾斜地崩壊危険箇所に準ずる斜面…15箇所

○地すべり危険箇所

- ・地すべり危険箇所…16箇所

○土石流危険溪流

- ・土石流危険溪流Ⅰ…30箇所
- ・土石流危険溪流Ⅱ…6箇所
- ・土石流危険溪流Ⅲ…11箇所

○崩壊土砂流出危険地区

- ・崩壊土砂流出危険地区…14地区

○土砂崩壊危険箇所

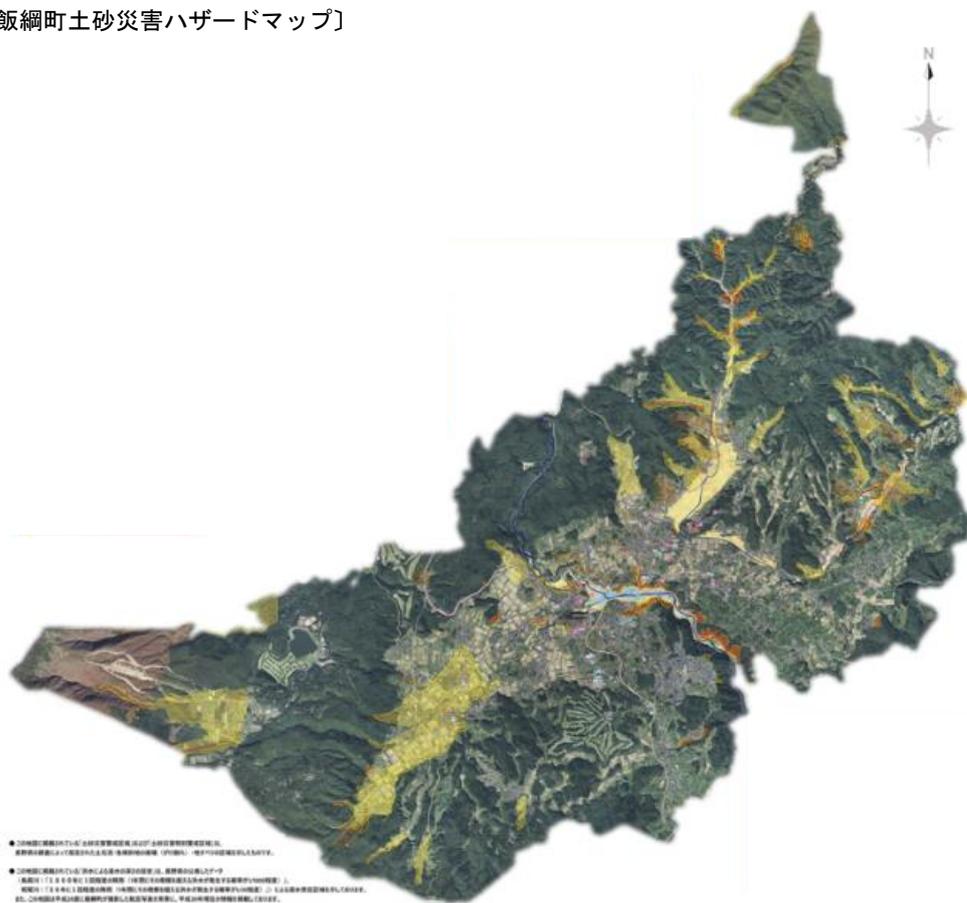
- ・土砂崩壊危険箇所…31地区

○山腹崩壊危険地区

- ・山腹崩壊危険地区…4地区

の計 163 箇所・地区あり、風水害や地震等の自然災害により災害リスクが発生すると想定する
必要があります。

〔飯綱町土砂災害ハザードマップ〕

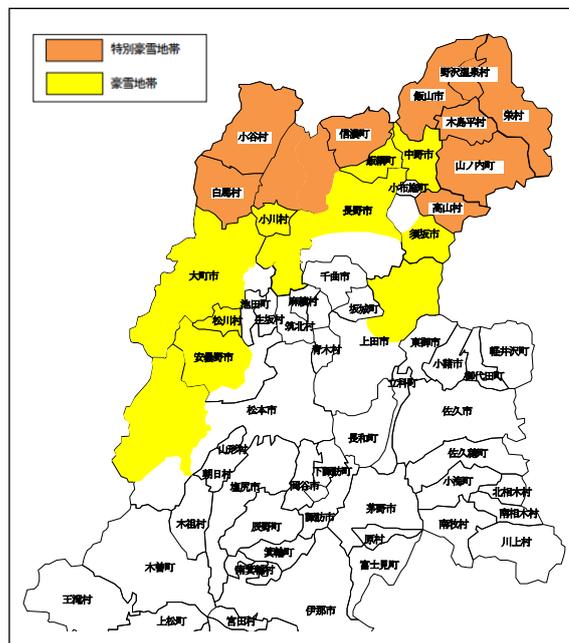


(4) 雪害

本町は、「豪雪地帯対策特別措置法」（昭和 37 年法律第 73 号）に基づき豪雪地帯に指定されています。

豪雪地帯は、同法の政令により、積雪の深さと期間を考慮した累年平均積雪積算値が 5000 センチメートル日以上、毎日の積雪の深さを一冬合計した値の平均（統計年数 30 年以上）が 5000 センチメートル以上の地域を含む市町村で、一定の条件を備えている道府県又は市町村について指定されますが、県内では本町を含む 20 市町村が指定されています。

〔長野県内豪雪地帯指定図〕



出典：長野県「第七次長野県総合雪対策計画」
平成 30 年 3 月、p. 5

記録として残される、本町における平成 17（2005）年以降の主な雪害は以下の通りですが、豪雪地帯に指定されている本町では毎年降雪に対する対応が求められています。

発生日時	災害名	災害状況	人的被害
平 17. 12. 27	大雪災害	最高積雪 飯綱浄水場 157 cm 溝口 143 cm	重傷者 2 名 軽傷者 1 名
平 24. 1	大雪災害	非住家一部破損 1 棟	重傷者 1 名
平 26. 12. 18	大雪災害	上村、高岡別荘地、白樺台別荘地等 広範囲において停電 避難者受入 6 世帯 12 名	重傷者 1 名

出典：飯綱町地域防災計画 第 5 編 資料編、危機管理室資料

また、本町内における災害危険箇所は、

○雪崩危険箇所

・雪崩危険箇所（Ⅰ）……………14 箇所 ・雪崩危険箇所（Ⅱ）…………… 7 箇所

となっており、危険箇所への対策を進めることは勿論のこと、町内全域での災害リスクが発生すると想定する必要があります。

第3章 事前に備えるべき目標と推進方針

第1節 事前に備えるべき目標とリスクシナリオ

本計画では、7つの基本目標に基づき、各部署より提案されたリスクシナリオ案を踏まえ、7つの「事前に備えるべき目標」と26の「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を次のとおり設定します。

このリスクシナリオへの対応策を定め、基本目標を達成します。

1 人命の保護が最大限図られること

①住宅や事業所等、不特定多数が集まる施設の倒壊・火災による死傷者の発生
②豪雨による河川の氾濫に伴う住宅などの建築物の浸水
③土砂災害等による死傷者の発生
④高齢者等避難・避難指示の判断の遅れや、情報伝達手段の不備に伴う避難の遅れによる死傷者の発生

2 救助・救急、医療活動が迅速に行われ、被災者等の健康を確実に確保すること

①長期にわたる孤立集落等の発生（大雪を含む）や、被災地での食料、飲料水、発電機等の長期にわたる不足
②消防等の機能が被災することによる救助活動の停滞
③医療機関、医療従事者の不足や、医療施設の被災による医療機能の麻痺
④被災地における疫病・感染症等の大規模発生

3 必要不可欠な行政機能、情報通信機能を確保すること

①役場職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
②防災・災害対応に必要な通信インフラや情報通信の麻痺・機能停止
③テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態

4 必要最低限のライフラインを確保し、早期復旧ができること

①上水道、電力等の長期間にわたる供給停止
②汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止
③道路・鉄道等の基幹的交通ネットワークの機能停止
④石油・ガス等のサプライチェーンの機能の停止

5 二次的な被害を発生させないこと

①土石流、地すべりなど土砂災害による二次災害の発生
②ため池、防災施設、砂防堰堤、ダム等の損壊・機能不全による二次災害の発生
③有害物質の大規模拡散・流出
④農地・森林等の荒廃による被害の拡大や、観光や地域農産物に対する風評被害
⑤避難所等における疫病の発生

6 流通・経済活動が停滞しないこと

- | |
|-------------------------------|
| ①商店街・小売業等の機能停止による、食料等の安定供給の停滞 |
| ②農林畜産物生産者の生産活動の喪失・減退 |

7 被災した方々の日常生活が迅速に戻ることに

- | |
|--------------------------------------|
| ①大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態 |
| ②仮設住宅の建設、民間住宅等の確保が大幅に遅延する事態 |
| ③倒壊した住宅の再建が大幅に遅れる事態 |
| ④道路啓開等の遅れにより復旧・復興が大幅に遅れる事態 |

第2節 推進方針

地域強靱化を行うために必要な推進方針を、「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」ごとに、次の項目に整理します。

1 人命の保護が最大限図られること

リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）		推進方針（取組）の項目
①	住宅や事業所等、不特定多数が集まる施設の倒壊・火災による死傷者の発生	住宅、建築物の耐震化 公的施設の耐震化 各種施設の災害時対応力の強化 避難訓練等の充実
②	豪雨による河川の氾濫に伴う住宅などの建築物の浸水	ハザードマップの周知と活用促進 県管理河川の整備促進
③	土砂災害等による死傷者の発生	役場庁舎の機能強化 ハザードマップの周知と活用促進 森林の適切な管理 造成地の土砂災害の防止 土砂災害の防止
④	高齢者等避難・避難指示の判断の遅れや、情報伝達手段の不備に伴う避難の遅れによる死傷者の発生	情報収集と情報発信の迅速化

2 救助・救急、医療活動が迅速に行われ、被災者等の健康を確実に確保すること

リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）		推進方針（取組）の項目
①	長期にわたる孤立集落等の発生（大雪を含む）や、被災地での食料、飲料水、発電機等の長期にわたる不足	災害時連携の強化 災害備蓄の増強 電源の確保と燃料備蓄の増強 緊急輸送路等の確保 給水体制の強化
②	消防等の機能が被災することによる救助活動の停滞	防災訓練の実施 緊急時通行道路の整備
③	医療機関、医療従事者の不足や、医療施設の被災による医療機能の麻痺	電源の確保と燃料備蓄の増強 保健衛生体制の強化 病院機能の確保 診療所機能の確保
④	被災地における疫病・感染症等の大規模発生	疫病・感染症の発生予防 指定避難所の環境等整備 環境衛生対策の充実

3 必要不可欠な行政機能、情報通信機能を確保すること

リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）		推進方針（取組）の項目
①	役場職員・施設等の被災による機能の大幅な低下	役場庁舎の機能強化 災害に強い役場機能の推進 災害対策マニュアルの整備
②	防災・災害対応に必要な通信インフラや情報通信の麻痺・機能停止	防災拠点における情報発信機能の維持・強化 通信施設・機能の強靱化
③	テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態	情報伝達手段の多様化・多重化 災害情報発信の手順化 児童・生徒等の災害時対応力の向上

4 必要最低限のライフラインを確保し、早期復旧ができること

リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）		推進方針（取組）の項目
①	上水道、電力等の長期間にわたる供給停止	ライフライン確保に向けた協定締結 電源の確保と燃料備蓄の増強 水道施設の整備 教育関連施設の整備
②	汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止	下水道施設の耐震整備 浄化槽の設置推進 汚水処理施設の適正管理と防災対策 トイレ機能の確保
③	道路・鉄道等の基幹的交通ネットワークの機能停止	事業者との連携強化 災害に強い道路の整備 基幹的交通ネットワークの維持
④	石油・ガス等のサプライチェーンの機能の停止	事業者との連携強化 国・県道道路管理者との連携強化

5 二次的な被害を発生させないこと

リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）		推進方針（取組）の項目
①	土石流、地すべりなど土砂災害による二次災害の発生	ハザードマップの周知と活用促進 土砂災害の防止 土砂災害対策教育の実施 避難訓練等の充実
②	ため池、防災施設、砂防堰堤、ダム等の損壊・機能不全による二次災害の発生	ため池等の改修と管理 堰堤管理の強化
③	有害物質の大規模拡散・流出	廃棄物の処理 水路及び排水路の整備
④	農地・森林等の荒廃による被害の拡大や、観光や地域農産物に対する風評被害	農地の保全 森林の保全 風評被害の防止
⑤	避難所等における疫病の発生	疫病・感染症の発生予防 指定避難所の環境整備 環境衛生対策の充実 避難所におけるペットの管理

6 流通・経済活動が停滞しないこと

リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）		推進方針（取組）の項目
①	商店街・小売業等の機能停止による、食料等の安定供給の停滞	災害備蓄の増強 事業者による適切な災害備蓄 食料品等の調達ルート確保
②	農林畜産物生産者の生産活動の喪失・減退	農産物生産活動の維持 農業用水利施設の維持 地産地消の推進

7 被災した方々の日常生活が迅速に戻ることに

リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）		推進方針（取組）の項目
①	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態	災害廃棄物処理体制の強化 廃棄物運搬・排出道路の確保
②	仮設住宅の建設、民間住宅等の確保が大幅に遅延する事態	仮設住宅の確保 仮設住宅用地の確保 生活再建ガイドラインの整備
③	倒壊した住宅の再建が大幅に遅れる事態	罹災証明書早期発行体制の整備 地籍調査の推進 ボランティア受け入れ態勢の整備
④	道路啓開等の遅れにより復旧・復興が大幅に遅れる事態	道路啓開体制の強化 橋梁等の耐震化 空き家対策の強化 鉄道事業者との連携強化

第4章 脆弱性評価及び推進方策

第1節 人命の保護が最大限図られること

1-①住宅や事業所等、不特定多数が集まる施設の倒壊・火災による死傷者の発生

【評価結果】

(住宅、建築物の耐震化)

○令和3年度時点での住宅の耐震化率は81.1%と推計されていますが、住宅の耐震化は長野県と協働して進めているものの、後継者のいない住宅や経済的理由から耐震対策が実施されない住宅が多数あるのが現状です。令和7年度における耐震化率92.1%を目指していますが、更なる耐震化率の向上を図る必要があり、飯綱町耐震改修促進計画により耐震診断、耐震改修への支援を継続することが必要です。

(公的施設の耐震化)

- 公共施設等総合管理計画の見直しを実施していますが、個別施設ごとの具体的な対応方針を定める個別計画がないものがあるため、個別計画を策定することが必要です。
- 平成13(2001)年に三水小学校及び牟礼小学校の耐震診断を実施し、令和3(2021)年3月には「飯綱町学校施設長寿命化計画」策定していますが、昭和47(1972)年に建設された牟礼小学校校舎は築後48年が経過、また、昭和56(1981)年に建設された三水小学校校舎は築後40年が経過しており、児童生徒等が安全・安心で快適な教育環境を確保することが重要であり、校舎の耐震診断は完了していますが、更なる対策を進めることが必要です。
- 町内の社会教育施設等は、防災拠点・避難所等として重要な役割を果たすことが求められており、非構造部材の耐震化、家具の固定や窓ガラスの飛散防止、エレベーターの防災対策など、耐震化を進め建物全体の安全対策を強化することが必要です。

(各種施設の災害時対応力の強化)

- 社会教育施設等における施設等を利用する不特定多数の人々等を火災から守るため、防災性能を有する物品が使われていない施設においては、消防法で定められている物品に替えることが必要です。
- 1日に1,000食の調理能力を有する飯綱町学校給食共同調理場は平成24(2012)年に竣工し、稼働していますが、消防法に基づく誘導灯の設置や、災害時における避難経路・避難方法の検討・周知が必要です。
- 消防との連携により定期的に消防設備の点検を行っており、今後も継続的・計画的に実施することが必要です。
- 小規模多機能居宅介護施設(指定管理施設)は、福祉避難所として指定されており、重要な役割を果たすことから、各施設と福祉避難所としての協定を結び、業務継続計画を策定しています。避難を想定した訓練、業務継続訓練などを継続的に実施するとともに、防災対策にかかる装備機材の充実や非常用発電設備を整備することが必要です。
- 飯綱町立飯綱病院は、FMB(行動指針)やBCP(業務継続計画)の策定を行うとともに、建物・設備の定期的な点検及補修強化を行い、町の地震総合防災訓練計画に基づく年2回の防災訓練を実施していますが、地域の中核病院としての役割を果たすために、医療スタッフの充実が必要です。

(避難訓練等の充実)

- 地震総合防災訓練、町の防災対策等における出前講座、消防団における様々な訓練等を実施していますが、土砂災害警戒区域等における地域に応じた実践的な訓練が必要となっています。また、災害弱者の被害を軽減するための個別避難計画の作成が急務となっています。
- 各施設（いづなコネクトEAST・WEST、メーラプラザ）ともそれぞれの消防計画に則り、防災訓練や施設の安全点検・対策を行っています。また、いづなコネクトEAST・WESTについては町の避難所に指定されているため、地域等と連携した訓練（シミュレーション）を行っていくなど、施設管理者としてスムーズな避難対応を検討することが必要です。
- 「コミュニティスペース ZQ」（※町中心部の空き店舗をリノベーションしたコミュニティスペース）については、消防法第8条第1項に基づき、防火管理業務について必要な事項を定め、管理人に対し消防計画の熟知や避難誘導、消防用設備等の使用方法など、防災教育を定期的実施していますが、専門家による質的向上を図ることが必要です。
- 消防の装備機資材の充実を図るとともに、他機関と連携した各種訓練の実施による災害対応能力の向上が必要です。
- 保育園では、設定や時間を変えて月1回、避難訓練を実施すると同時に園児に安全教育を実施しています。併せて職員の役割確認、消火訓練、引き渡し訓練、救急救命の研修を行うことにより職員対応力の向上に努めていますが、施設の安全性が危険にさらされた場合での他の避難所への移動訓練や避難訓練の実施も必要です。

【重要業績指標（KPI）】

指標名	単位	現状値	目標値 (令和8年度)
住宅の耐震化率	%	79.8 (令和2年度)	93.0
地震総合防災訓練参加者数（区組・事業者）	人	3,456 (令和2年度)	4,500

【推進方針と施策】

(住宅、建築物の耐震化)

○飯綱町耐震改修促進計画により耐震診断、耐震改修への支援を継続して実施します。

施策名	施策の内容
住宅の耐震化	○耐震診断、耐震改修への支援を行います。

(公的施設の耐震化)

○公共施設に係る個別施設ごとの具体的な対応方針を定めます。

施策名	施策の内容
公共施設の集約化、長寿命化の推進	○公共施設等の集約化や長寿命化を図るため、除却等を含めた計画を策定します。

○飯綱町学校施設長寿命化計画に基づく改修工事を実施します。

施策名	施策の内容
学校施設の耐震化等の推進	○小中学校の耐震診断及び耐震改修を計画的に実施します。

○耐震性が不十分な社会教育施設等の耐震化について検討し計画的に進めるとともに、非構造部材の耐震化、家具の固定や窓ガラスの飛散防止、エレベーターの防災対策など、建物全体の安全対策を進めます。

施策名	施策の内容
社会教育施設等の耐震化及び倒壊・延焼防止対策の強化	○社会教育施設の耐震診断・耐震改修を計画的に実施します。また、主要構造部分の耐震化だけでなく、吊り天井など非構造部材の耐震対策も併せて進めるほか、家具の固定や窓ガラスの飛散防止、エレベーターの防災対策など、建物全体の安全対策を総合的に進めます。 ○地震発生時における社会教育施設等の火災延焼を防止するため、施設及びその周辺において、防火体制の向上を図ります。

(各種施設の災害時対応力の強化)

- 施設等を利用する不特定多数の人々等を、火災から守るため防災性能を有する物品が使われていない施設等においては、消防法で定められている物品に順次更新します。

施策名	施策の内容
老朽化した社会教育施設等の集約化と撤去の推進	○社会教育施設等において、老朽化が著しい施設や耐震改修等が難しい施設については撤去を検討し施設の集約化を図ります。
社会教育施設等における防災訓練・防災教育の強化	○社会教育施設等における出火防止対策や消防の装備資機材の充実を図るとともに、各施設における消火訓練や延焼火災に対応した避難訓練などを推進することにより災害対応能力の向上を図ります。

- 見学者の代表に対し、災害時の避難経路・避難方法等の説明書を事前送付し、周知します。

施策名	施策の内容
避難経路図作成	○施設見学者等に対して避難経路図などを周知します。

- 非常時を想定した情報伝達の演習や避難訓練の演習を実施することにより、職員の対応スキルの向上を図ります。
- 介護分野においては、令和6年度末までに町内全事業者に業務継続計画の策定を促進し、非常時情報伝達・避難訓練演習を行います。また避難計画等については、訓練演習などを踏まえ、改定を進めます。

施策名	施策の内容
防災対応力をもつ職員の育成	○消防の装備機材の充実を図るとともに、他機関とも連携した各種訓練の実施により災害対応能力の向上を図ります。
介護施設等における防災訓練・防災教育の強化	○防災対応力をもつ職員の育成を図るため、防災訓練・防災教育の強化を図ります。

- 災害時の不測の事態に対応できるように、訓練日以外の訓練を行い、非常時に対応できるよう医療スタッフ等の育成を行います。

施策名	施策の内容
医療スタッフの充実	○定期的な防災訓練により、円滑に業務遂行できる職員の体制、及びマニュアルの見直しを行います。

- 災害時に病院としての機能が出来るよう、建物の定期的な点検補修を行います。

施策名	施策の内容
飯綱病院の計画的な設備の更新	○建物・設備の定期的な点検及び補修強化を推進します。

(避難訓練等の充実)

- 関係部署との協力により要配慮者等の避難支援体制を進めるための個別避難計画を作成し、それに基づき地域に応じた実践的な防災訓練を推進します。

施策名	施策の内容
防災訓練・防災教育の強化	○防災訓練や地区の集会、出前講座等あらゆる機会を捉えて防災意識を啓発します。 ○消火・避難・救助など災害に対応した実践的な訓練を通じ、防災力の強化を図ります。
地震・土砂災害ハザードマップ等の周知	○地震・土砂災害ハザードマップ等の周知を図るとともに、災害発生時の避難活動訓練などへの活用を促進します。

- 施設利用者の安全を第一に、地域と連携して、施設職員に対して定期的に避難・防災訓練等を実施します。

施策名	施策の内容
施設職員教育の推進	○施設職員に対して定期的な避難訓練（シミュレーション研修）やAED講習会等を開催します。

- 公的な役割を持つ施設においては、町が開催する職員向け研修会に参加を促進するなど、専門家の協力を得て、コミュニティ施設における管理人の防災・災害対応能力の向上を図ります。

施策名	施策の内容
防災・災害対応専門教育の推進	○コミュニティ施設における火災、震災、その他の災害の予防及び人命の安全並びに災害による被害の防止を図るため、防災及び災害対応に係る職員を育成します。

- 地域の実情を踏まえた防災訓練、防災教育の推進を図ります。
- 安全マップで、大規模地震時に、倒壊・破損し、避難路を閉鎖する可能性がある耐震性が不十分な建築物やブロック塀等を確認し、避難経路の確認を含めた防災訓練を実施します。

施策名	施策の内容
防災訓練・防災教育の強化	○町内の公共施設（指定管理施設含む）や商業施設における出火防止対策、避難訓練等を推進します。
	○避難訓練と防災教育の実施及び危険箇所の点検と改善を図ります。

- 飯綱町地域防災計画を踏まえ、内容の確認及び把握し、迅速な対応の検討を図ります。

施策名	施策の内容
施設における防災訓練・防災知識の強化	○施設における出火防止対策や消火訓練及び避難訓練等を推進します。

1-②豪雨による河川の氾濫に伴う住宅などの建築物の浸水

【評価結果】

(ハザードマップの周知と活用促進)

○自主的な早期避難に役立つよう「飯綱町土砂災害ハザードマップ」及び「飯綱町地震ハザードマップ」を作成済みであり、町ホームページでも確認できます。そのため、ハザードマップの周知を図るとともに、実践的な防災訓練等の実施にあたり、活用することが重要です。

(県管理河川の整備促進)

○町内を流れる県が管理する河川の浚せつや護岸改修等を要望し、継続的に整備が進められていますが、町内を流れる中小河川の河川堤防や治水施設等の整備をなお一層推進することが必要です。

【重要業績指標（KPI）】

指標名	単位	現状値	目標値 (令和8年度)
災害に強いまちづくり満足度（住民評価）	%	40.2 (令和2年度)	↑

【推進方針と施策】

(ハザードマップの周知と活用促進)

○土砂災害ハザードマップを随時更新し、住民に周知していきます。また、ハザードマップ等を有効活用した訓練等を各地区に提案し、住民が積極的に参加するよう努めます。

施策名	施策の内容
土砂災害ハザードマップの随時更新と周知	○土砂災害や洪水の危険性のある場所等を示したハザードマップを随時更新し、住民に周知を図るとともに、災害発生時の避難活動訓練などへの活用を促進します。

○河川施設及び洪水調整施設について、継続的に整備を進めます。また、水害の激甚化や頻発化に備え、河川改修だけでなく流域全体で治水対策を行う「流域治水」に取り組みます。

施策名	施策の内容
堤防等の整備促進	○町管理河川におけるかさ上げ等が必要な箇所を選定を行うとともに、県管理河川については、継続した改修要望を行います。

1-③土砂災害等による死傷者の発生

【評価結果】

（役場庁舎の機能強化）

○飯綱町新庁舎（第1庁舎）は令和3（2021）年1月に、また第2庁舎は令和3（2021）年8月に完成し業務を開始していますが、災害発生時の拠点として機能するよう、耐震化、非常発電設備、飲料水の備蓄等を行っています。しかし、新庁舎はスペースが限られていることから、災害発生時の避難所としての機能は十分ではなく、他の公共施設との連携体制を構築することが必要です。

（ハザードマップの周知と活用促進）

○自主的な早期避難に役立つよう「飯綱町土砂災害ハザードマップ」及び「飯綱町地震ハザードマップ」を作成済みであり、町ホームページでも確認できます。そのため、ハザードマップの周知を図るとともに、実践的な防災訓練等の実施にあたり、活用することが重要です。（1-②再掲）

（森林の適切な管理）

○経営企業体（森林組合等）を中心に森林整備事業を実施し、県補助事業などを活用し、緩衝帯整備や間伐事業を実施していますが、町内全域の計画的な森林整備は進んでいない状況です。これを受けて森林経営管理法に基づき策定した「森林経営管理制度実施方針」により、森林経営の意向調査や間伐等の事業を進めることが必要です。また、県に要望している治山事業についても未採択となっている箇所も残されており、その対策を継続することが必要です。

（造成地の土砂災害の防止）

○土砂災害の防止に向け、大規模盛土造成地の調査を進めていますが、今後、より詳細な調査を実施することが必要です。

（土砂災害の防止）

○土砂災害防止施設を継続的に整備していますが、土砂災害警戒区域・特別警戒区域及びそれに準ずる斜面や沢等が数十箇所あり、未対策箇所が多数存在しています。そのため、町内建設事業者との連携体制や代替ルート等の検討も進める中で、土砂災害の防止に努めることが必要です。

【重要業績指標（KPI）】

指標名	単位	現状値	目標値 (令和8年度)
災害時支え合いマップを毎年度見直す地区数	地区	36 (令和2年度)	50
出前講座（地域で防災に備える）の実施回数	回	4 (令和3年度)	8

【推進方針と施策】

(役場庁舎の機能強化)

- これまで本町で発生した被災情報を収集し、それをもとに、正しい判断と的確な指示をするための行動訓練を行います。

施策名	施策の内容
町庁舎の災害時拠点機能の充実	○災害が発生した際の庁舎機能の維持と生活支援拠点としての機能拡充を進めます。

(ハザードマップの周知と活用促進)

- 土砂災害ハザードマップを随時更新し、住民に周知していきます。また、ハザードマップ等を有効活用した訓練等を各地区に提案し、住民が積極的に参加するよう努めます。(1-②再掲)

施策名	施策の内容
土砂災害ハザードマップの随時更新と周知	○土砂災害や洪水の危険性のある場所等を示したハザードマップを随時更新し、住民に周知を図るとともに、災害発生時の避難活動訓練などへの活用を促進します。

(森林の適切な管理)

- 森林管理制度実施方針に基づく計画的な間伐等を実施するとともに、治山事業の実施に向けた県への要望を継続します。

施策名	施策の内容
森林荒廃対策の推進	○森林環境譲与税等を活用した森林整備を実施するとともに、県に対し治山事業の採択要望を継続的に行います。

(造成地の土砂災害の防止)

- 詳細調査により危険箇所を洗い出し、対応策等を検討します。

施策名	施策の内容
大規模盛土スクリーニング調査の実施	○盛土箇所の現状を把握し、地滑り等発生する可能性を調査します。

(土砂災害の防止)

- 砂防事業、急傾斜地崩壊対策事業等による施設整備を、長野県と協働で促進します。また、土砂災害等による道路封鎖時に代替えとなる町道等の整備を推進します。

施策名	施策の内容
土砂災害警戒区域の対策強化	○土砂災害防止施設の整備や、土砂災害の怖れがある箇所の区域指定を県と連携して促進します。
道路啓開事業者との連携強化	○大規模災害時の応急復旧を実施するため、緊急輸送道路の救援ルートや代替ルートを確保します。

1-④高齢者等避難・避難指示の判断の遅れや、情報伝達手段の不備に伴う避難の遅れによる死傷者の発生

【評価結果】

（情報収集と情報発信の迅速化）

- 近年、異常気象が頻発する中で、複数の防災気象情報（気象庁、長野県河川砂防情報ステーション等）に基づき対応しているとともに、情報が住民に適切・的確に伝わるよう、防災行政無線（同報）の保守管理やデジタル化、戸別受信機の更新、町メール配信サービスの提供等を行っています。今後は、避難情報発令基準の手順等を明確にすることが必要です。
- 情報伝達には、電話・FAX・防災行政無線・インターネット（WEB）配信をその手段としていますが、災害時において必要な情報の伝達が出来ているかどうか、確認できる手段を検討する必要があります。また、災害から被害を受けないためには、各自がその危険性を認識し、迅速な避難行動を起こすことが重要であり、「自分の身は自分で守る」との認識を全ての住民が持つことが必要です。

【重要業績指標（KPI）】

指標名	単位	現状値	目標値 (令和8年度)
避難行動要支援者登録者数	人	225 (令和3年度)	250
防災行政無線戸別受信機設置率	%	82.1 (令和2年度)	90.0
避難情報発令（判断）手順書作成	策定	未策定 (令和3年度)	完了 ※(令和5年度)

【推進方針と施策】

(情報収集と情報発信の迅速化)

- 複数の情報伝達手段の整備・構築に努めていきます。避難指示等の判断については、町としての避難情報発令基準の手順を確立することが必要です。
- 災害時を念頭においた防災対策を平常時から講じるよう努めるとともに、これまでの災害の教訓を踏まえた災害対応町のマニュアルの見直しを図り、それに伴う訓練を行います。

施策名	施策の内容
避難情報発令の基準（目安）の確立	○避難指示等の判断については、気象庁（長野地方気象台）や長野県の発表情報を注視するとともに、町としての避難情報発令基準の手順を確立します。
複数の情報伝達の手段の整備及び構築	○災害時に必要な情報伝達手段を複数確保し、住民に確実に伝達する方法を検討します。
	○外国人を含め、全世代（高齢者から年少者まで）の住民へ等しく情報が伝達できる、災害時の情報伝達手段を検討します。

- 災害時を念頭においた防災対策を平常時から講じるよう努めるとともに、これまでの災害の教訓を踏まえた災害対応マニュアルの見直しを図り、それに伴う訓練を行います。

施策名	施策の内容
情報伝達手段の整備及び構築	○複数の情報伝達媒体を確保し、災害時に必要な情報が住民に確実に伝達する方法を検討します。

第2節 救助・救急、医療活動が迅速に行われ、被災者等の健康を確実に確保すること

2-①長期にわたる孤立集落等の発生（大雪を含む）や、被災地での食料、飲料水、発電機等の長期にわたる不足

【評価結果】

（災害時連携の強化）

○長野県市町村災害時相互応援協定を結び、被災市町村所属ブロック代表市町村である長野市や近隣市町村と、先遣隊の派遣や応援計画に基づく支援を行うこととしています。また、県外市町村や民間企業、各種団体等との協定を拡充することが必要です。

（災害備蓄の増強）

○災害時備蓄品（生活必需品、食料品）の備蓄に努めていますが、発災直後からおおむね3日間は、自らの備蓄で賄うことを原則としています。今後も食料品や飲料水の安定的な備蓄に努めることが必要です。

（電源の確保と燃料備蓄の増強）

○現在、自家発電設備の設置は防災拠点2箇所のみとなっており、大規模停電に備え指定避難所における自家発電設備の設置や燃料備蓄を進めるとともに、燃料供給体制の充実を図ることが必要です。
○通所介護施設（指定管理）や小規模多機能居宅介護施設（指定管理）には非常用発電設備が設置されていない状況であり、非常時対応の充実を図るよう努めることが必要です。

（緊急輸送路等の確保）

○本町では、物資の供給や救援・救護を迅速かつ確実にするために、緊急輸送道路などの基幹道路等についての整備等を国、県へ継続的に要望しています。しかし、緊急輸送路を横断的に接続する町道の整備や防災対策が必要最低限しか整えられていないことから、その早急な強化が必要です。

（給水体制の強化）

○現在本町には、応急的給水車（1tトラック+5000タンク使用）と給水タンク（5000×4個、ポリタンク（200）×60個）が確保されています。今後は給水車の設置や給水体制の整備に努めることが必要です。

【重要業績指標（KPI）】

指標名	単位	現状値	目標値 (令和8年度)
道路改良率	%	49.8 (令和2年度)	50.7
指定避難所備蓄倉庫設置（整備）数	数	5 (令和3年度)	17
指定避難所非常用発電設備設置（施設）数	数	2 (令和3年度)	6

【推進方針と施策】

（災害時連携の強化）

○民間企業や各種団体等との応援協定の締結を積極的に進めていきます。

施策名	施策の内容
各事業者との応援協定等の強化	○民間企業や各種団体等との応援協定の締結を積極的に進めます。

（災害備蓄の増強）

- 食料を持ち出しできない住民等を想定して、必要な量を確保し、迅速に水、食料等を提供する態勢を整えます。
- 住民に対し、発災直後から最低でも3日間、可能な限り1週間は、自らの備蓄で賄うように平時から啓発に努めます。

施策名	施策の内容
家庭内備蓄及び非常用備蓄の推進	○災害時における飲料水や食料等の支援物資の提供や輸送に関し、ホームページや広報紙、防災訓練や出前講座などあらゆる機会を通じ、非常用持出品や食料等の備蓄を住民に呼びかけます。

（電源の確保と燃料備蓄の増強）

- 指定避難所における自家発電設備設置箇所を検討するとともに、大規模停電に備えた燃料備蓄等の整備も検討します。
- 福祉避難所の指定箇所には、自家用発電設備の整備を優先的に行います。

施策名	施策の内容
避難所施設等への電源確保	○避難所等への省電力機器、自家用発電機や太陽光発電設備及び蓄電池の整備など自立・分散型エネルギーの導入を推進します。 ○エネルギー供給源の多様化や分散化を図ります。

(緊急輸送路等の確保)

- 緊急輸送道路などの基幹道路の整備を促進するとともに、地域道路ネットワークの構築、防災対策、維持管理に努めます。

施策名	施策の内容
緊急輸送道路等の強化	○緊急輸送道路などの基幹道路の整備を促進します。 ○町道の整備や適切な維持管理により、災害に強い地域道路ネットワークの構築を図ります。

(給水体制の強化)

- 給水車の設置や給水車に変わる 5000 タンクを使用した応急給水対応を検討します。また、長野県水道協議会と関係市町村と大規模災害時における応急給水及び応急復旧について、協議します。

施策名	施策の内容
避難所への給水	○給水車等による給水体制を確保するとともに、ポリタンクでの配布を検討します。 ○長野県水道協議会水道施設相互応援要綱等により広域的な応援協力体制の強化に努めます。

2-②消防等の機能が被災することによる救助活動の停滞

【評価結果】

(防災訓練の実施)

- 非常備消防である消防団（定員 485 名）と自主防災組織（区・組 計 48）があり、災害発生時には消防活動等を行っています。こうした組織の消防力の強化に向けて、災害を想定したより実践に近い訓練を行うことが必要です。
- 地震総合防災訓練を毎年実施していますが、地域の共助を担う自主防災組織（区・組）の活性化を図ることが必要です。

(緊急時通行道路の整備)

- 長野県建設業協会と災害協定を締結しており、災害発生時における道路整備を進めることとなっていますが、災害協定の運用については、対応手順などの取り決めを行うことが必要です。
- 災害発生時には、救助・救急の確保や緊急車両等の通行が確保されるよう、取り組みの強化を図ることが必要です。

【重要業績指標（KPI）】

指標名	単位	現状値	目標値 (令和8年度)
自主防災組織補助（資機材・運営）申請数	数	17 (令和2年度)	25
消防団協力事業所表示制度登録数	数	6 (令和3年度)	10

【推進方針と施策】

（防災訓練の実施）

- 被災情報の収集に努め、区・組組織と連携し救助活動の確保を図ることができるよう、災害発生時に必要な人員を適正に配置します。

施策名	施策の内容
区・組組織との連携強化 緊急時における職員の適正な人員配置	○収集される情報を的確に判断し適正な人員配置を行います。

- 消防団や自主防災組織と連携した防災訓練等を実施するとともに、地域の共助を担う防災の取り組みを進めます。

施策名	施策の内容
防災訓練・防災教育の強化 自主防災組織機能の強化	○消防団や自主防災組織などと連携した防災訓練や、被害応急措置のための各種研修の実施により災害対応能力を強化します。

（緊急時通行道路の整備）

- 大規模災害時の道路啓開に必要な体制を整えます。
- 災害発生時に車両の通行が確保される道路整備や、地域における道路ネットワークの構築を進めます。

施策名	施策の内容
救助・救急の確保に向けた道路整備	○建設業協会との災害協定に基づき、迅速かつ的確な応急対策工事を実施します。
緊急車両等の通行に係る道路の早期復旧	○町道の整備や適切な維持管理により、災害に強い地域道路ネットワークの構築を図ります。

2-③医療機関、医療従事者の不足や、医療施設の被災による医療機能の麻痺

【評価結果】

（電源の確保と燃料備蓄の増強）

- 通所介護施設（指定管理）や小規模多機能居宅介護施設（指定管理）には非常用発電設備が設置されていない状況であり、非常時対応の充実を図るよう努める必要があります。（2-①再掲）

（保健衛生体制の強化）

- 通所介護施設（指定管理）や小規模多機能居宅介護施設（指定管理）には非常用発電設備が設置されていない状況であり、指定管理者に対し対応の充実を図るよう努める必要があります。

（病院機能の確保）

- 診療科目 17 病床数 161 を有する飯綱町立飯綱病院は、地域の住民の生命を守り、住民の保健予防活動を推進する、地域の中核病院としての機能を果たしています。
- 災害発生時においてその機能が停止することなく医療提供機能を確保するために、応援体制を検討するとともに、鳥居川消防署と定期的な連絡会を行っていますが、医療スタッフの確保と充実を図る必要があります。

（診療所機能の確保）

- 町内には有床・無床を含め5箇所の診療機関があり、住民の健康確保や治療を行っていますが、災害発生時には診療機能が停止する可能性が高く、早急に診療機能を回復できるよう、業務継続計画（BCP）の整備をする必要があります。
- 災害発生時には、直ちに町内の医療関係者が飯綱病院と連携し、医療資源を集中化して事態に対処することが可能となるよう、長野県災害医療活動指針や地域災害医療活動マニュアルを踏まえ、町や飯綱病院がコーディネート機能を図れるよう、体制についての協定検討と定期的な訓練を行う必要があります。

【重要業績指標（KPI）】

指標名	単位	現状値	目標値 (令和8年度)
医師の充足率	%	75.0 (令和2年度)	80.0
地域に愛される病院づくり満足度	%	32.1 (令和2年度)	↑

【推進方針と施策】

（電源の確保と燃料備蓄の増強）

- 災害発生時に福祉避難所の指定をされる福祉関連施設等には、非常用発線設備の整備を優先的に行います。（2-①再掲）

施策名	施策の内容
避難所施設等への電源確保	○避難所等への省電力機器、自家用発電機や太陽光発電設備及び蓄電池の整備など自立・分散型エネルギーの導入を推進します。 ○エネルギー供給源の多様化や分散化を図ります。

（保健衛生体制の強化）

- 各福祉関連施設における業務継続計画（BCP）の整備を推進するとともに、社会福祉施設等の耐震化や整備を進め、福祉支援体制の確保に努めます。

施策名	施策の内容
保健衛生活動や福祉支援体制の強化	○災害時における利用者・入所者等の緊急保護の強化を図ります。

（病院機能の確保）

- 地域医療構想、新病院改革プランを推進するとともに、長野圏域の医療機関との連絡調整や、消防署との定期的な情報交換等を継続して行います。
- 医療スタッフの育成を継続して行います。

施策名	施策の内容
相互応援協定の拡充 地域医療構想、新病院改革プランに基づく応援体制づくり	○災害発生時における各種応急復旧活動に関する人的・物的支援について、他市町村や民間事業者等と協定（相互応援協定）を結び、災害時に柔軟に対応できる体制づくりを進めます。 ○医療スタッフの充実を図るとともに、計画的な設備の更新を図ります。

(診療所機能の確保)

- 災害発生時に、早急に診療機能を回復できるよう、診療所ごとの業務継続計画（BCP）の整備を支援します。
- 長野県地域災害医療活動マニュアルにより、関係機関が連携を強化し、飯綱病院のコーディネート機能の確認等を行う定期的な訓練を行います。

施策名	施策の内容
診療所機能の維持	○診療所との協議により、業務継続計画（BCP）の整備を支援します。 ○早期に医療機能が回復できるよう、診療所における自家発電機や太陽光発電設備及び蓄電池の整備などを支援します。 ○診療所と飯綱病院及び町との間で、災害発生時初期対応体制について検討を行い、演習等を実施します。

2-④被災地における疫病・感染症等の大規模発生

【評価結果】

(疫病・感染症の発生予防)

- 疫病・感染症の発生予防のためには、手指消毒・生活環境の清潔保持といった「感染源対策」、感染防止のための経路別必要物品（マスク、石鹸他）の選定、飛沫感染・接触感染を防止するための「感染経路対策」、高齢者・乳幼児などの感染症に罹患しやすい者の健康維持のための「健康管理対策」、避難住民の感染症発生状況の把握及び感染症発生時の対応が必要です。
- 災害発生以降、町内での疾病や感染症が発生しないように、「災害時における感染予防対策マニュアル」の作成が必要となっています。また、衛生消耗品に係る資材の備蓄と併せ、対策にあたる保健師等の災害時対応訓練の実施も必要です。

(指定避難所の環境等整備)

- 指定避難所には不特定多数の避難者により密な空間が生まれ、疫病や感染症が発生しやすい環境になることから、避難所屋内の清浄さを保つため、エアコン等環境の整備を進めることが必要です。

(環境衛生対策の充実)

- 本町は北信保健衛生施設組合に加入しており、中野市、下高井郡山ノ内町、上水内郡信濃町と共に北信保健衛生施設組合斎場を運営しています。斎場は中野市内に立地していますが、疾病や感染症等により死亡者が増えた場合、火葬を行うまでの期間が長くなると想定されることから、大災害発生時の広域火葬処理の検討が必要です。

【重要業績指標（KPI）】

指標名	単位	現状値	目標値 (令和8年度)
感染予防対策マニュアル作成	策定	未作成 (令和3年度)	完了 ※(令和5年度)
指定避難所のエアコン等環境整備設置箇所数	箇所	1 (令和2年度)	5

【推進方針と施策】

(疫病・感染症の発生予防)

- 様々な被災状況（ガス、電気、水道の停止状態）に対応できるよう「災害時における感染予防対策マニュアル」を作成し、災害時の感染症の大規模発生を防ぎます。また、感染防止対策の徹底に努めます。

施策名	施策の内容
衛生環境の整備	○被災地及び避難所の生活環境や衛生状態、感染症の発生状況など被災地で必要とされる保健医療の情報収集や関係機関との連絡を密にし、地域や避難所における衛生環境の確保に努めます。 ○「災害時における感染予防対策マニュアル」の作成を行い、災害時の感染症の大規模発生を防ぎます。

(指定避難所の環境等整備)

- 感染症対策を講じる上で必要な設営や運営に係る備蓄品の整備を進めるとともに、指定避難所におけるエアコン等の環境整備について、実施する箇所を選定し進めます。

施策名	施策の内容
指定避難所における環境等整備	○指定避難所におけるエアコン等の環境整備を進めます。
避難所設営や運営に係る備蓄品の整備	○感染症対策を講じた避難所の設営や運営に必要な備蓄品の整備を進めます。

(環境衛生対策の充実)

- 長野保健所との連携により、近接県の火葬場を活用した広域火葬処理の検討を行います。

施策名	施策の内容
広域火葬体制の構築	○県内市町村と連携した広域火葬体制の構築や支援体制を検討します。

第3節 必要不可欠な行政機能、情報通信機能を確保すること

3-①役場職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

【評価結果】

(役場庁舎の機能強化)

- 飯綱町新庁舎（第1庁舎）は令和3（2021）年1月に、また第2庁舎は令和3（2021）年8月に完成し業務を開始していますが、災害発生時の拠点として機能するよう、耐震化、非常発電設備、飲料水の備蓄等を行っています。しかし、新庁舎はスペースが限られていることから、災害発生時の避難所としての機能は十分ではなく、他の公共施設との連携体制を構築することが必要です。（1-③再掲）
- 災害発生以降最も必要な住民基本台帳や住民基本台帳ネットワーク等のデータは、外部サーバー（電算データセンター）にバックアップできているものの、最新の戸籍データはサーバー室にあるサーバー内にありますが、戸籍サーバー内のディスクが使用不可能となった場合、最新戸籍データは消失する危険性があり、その対策が必要です。

(災害に強い役場機能の推進)

- 飯綱町本庁舎は災害発生時の拠点として機能するよう、耐震化、非常発電設備、飲料水の備蓄等を行っているとともに、緊急時職員初動マニュアルの整備、災害時協力自治体や企業との連携協定を結んでいます。しかし、職員自身が被災することにより対応できる職員が減少する可能性もあり、少ない職員体制においても役場機能の維持が図れる体制の検討が必要です。

(災害対策マニュアルの整備)

- 避難勧告等の判断基準及び伝達マニュアルを平成27（2015）年3月に、飯綱町業務継続計画【地震対策編】を平成29（2017）年3月に、新型コロナウイルス感染症飯綱町業務継続計画（暫定版）を令和2（2020）年4月に策定しています。
飯綱町地域防災計画については、平成29（2017）年度まで見直しを進めています。今後は、国や県の最新の対応や社会環境の変化にも対応できるよう、適宜見直しと職員への周知を図ることが必要です。

【重要業績指標（KPI）】

指標名	単位	現状値	目標値 (令和8年度)
災害時行動マニュアルの（改訂）見直し ※4種類のマニュアルを対象	策定	未改訂 (令和3年度)	完了

【推進方針と施策】

(役場庁舎の機能強化)

- これまで本町で発生した被災情報を収集し、それをもとに、正しい判断と的確な指示をするための行動訓練を行います。(1-③再掲)

施策名	施策の内容
町庁舎の災害時拠点機能の充実	○災害が発生した際の庁舎機能の維持と生活支援拠点としての機能拡充を進めます。

- 最新戸籍データを消失させないために、遠隔地バックアップシステムの導入を検討します。

施策名	施策の内容
庁舎倒壊によるデータ保存及びバックアップ体制の推進	○庁舎倒壊による戸籍、住民基本台帳等のデータの逸失や既存を避けるため、保存及びバックアップを推進します。

(災害に強い役場機能の推進)

- 現在ある資源を有効に活用し、被災時にはその時可能である100%の行動ができるよう日々の訓練を実施します。

施策名	施策の内容
庁舎の災害時拠点機能の充実	○緊急時における職員連絡網の整備により、職員の適正な人員配置を検討します。 ○代替拠点施設の検討を進めるとともに、役場機能がマヒしないための他地域との連携を強化します。

(災害対策マニュアルの整備)

- 業務継続計画(BCP)の見直しと職員への周知を図ります。また、避難情報の判断基準及び伝達マニュアル等を作成・更新し、防災体制を強化します。

施策名	施策の内容
各種マニュアルの見直し	○業務継続計画(BCP)の見直しと、職員への周知を図ります。 ○地域防災計画を随時改定するとともに、避難情報の判断基準及び伝達マニュアル等を作成・更新し、防災体制を強化します。

【評価結果】

(防災拠点施設等における情報発信機能の維持・強化)

- 現在、本庁舎及び指定避難所等の防災拠点施設（飯綱町民会館、三水B&G海洋センター）には非常用電源装置が設置されています。今後、他の指定避難所等における非常用電源装置や公衆無線LAN環境の整備について、実施するか否かの検討が必要です。

(通信施設・機能の強靱化)

- 町内での通信施設は、様々な災害にも耐えられるよう複数の情報伝達手段（ハード面）の整備を行っています。
- 災害時において迅速に復旧活動が行えるよう、関係機関や事業者も含め、通信施設の防災対策に取り組むことが必要です。
- 災害発生時には、被災者及び住民等からの問い合わせ、安否確認、要望、意見等が多く寄せられることが予想されるため、適切な対応が行える体制を整備しておくことが必要です。

【重要業績指標（KPI）】

指標名	単位	現状値	目標値 (令和8年度)
LPWA※基地局、中継局の設置（累計）	箇所	0 (令和2年度)	10
指定避難所公衆無線LAN環境整備数	数	0 (令和3年度)	2

※LPWA Low Power Wide Area の略。省電力かつ長距離での無線通信が可能という特徴を持った無線通信技術のひとつ。

【推進方針と施策】

(防災拠点施設等における情報発信機能の維持・強化)

- 本庁舎や指定避難所等の防災拠点施設において、非常用電源装置を整備するとともに、燃料の確保等、発電容量の適量化を図ります。
- 指定避難所等における防災拠点施設において、公衆無線LAN環境の整備を検討します。また、災害時等における無線通信網（LPWA）やドローン等のデジタル技術を活用した被害状況の把握や防災情報基盤の整備を推進します。

施策名	施策の内容
防災拠点施設等における停電対策の強化	○本庁舎や指定避難所等の防災拠点施設において、防災行政無線や防災情報システムなど災害時における情報通信基盤の機能維持に必要な非常用電源装置を整備するとともに、燃料の確保等、発電容量の適量化を図ります。
災害対策本部の情報機能強化	○災害時に避難者や職員等が必要な情報を円滑に入手できるよう、公衆無線LAN環境の整備を検討します。 ○無線通信網（LPWA）やドローン等を活用し、被害状況の把握や防災情報基盤の整備を推進します。

(通信施設・機能の強靭化)

- 戸別受信機の加入率向上を図るとともに、メール配信システム等の通信インフラを活用した事例の検討を行います。

施策名	施策の内容
通信インフラの強化	○戸別受信機の加入率向上を図ります。 ○無線等町独自通信インフラの活用を図ります。

- 災害発生時における情報通信量の増大に対応できる情報通信機能の強化に努めます。

施策名	施策の内容
防災拠点施設等の強化	○三水有線放送電話協会を含み、災害時における通信手段の機能維持に必要な電源装置等の確保に努めます。

3-③テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態

【評価結果】

(情報伝達手段の多様化・多重化)

- 本町では、防災無線やホームページを使った情報の発信をしていますが、戸別受信機の配置によりの確に情報が届くよう、100%の設置を目指す必要があります。
- 防災行政無線や戸別受信機による情報発信は行われていますが、伝達手段の多重化・多様化の確保ができていない状況であり、自治会組織との連携等により更なる手段の検討が必要です。

(災害情報発信の手順化)

- 令和2年度には防災行政無線のデジタル化が終了し、主に戸別受信機が更新されています。防災行政無線戸別受信機の設置率は、令和3(2021)年3月31日現在で、82.1%となっています。今後は、災害時に効果的な役割を果たすよう、避難情報発令基準の手順等を整理するとともに、住民への周知を図ることが必要です。

(児童・生徒等の災害時対応力の向上)

- 本町では、現在学校安全総合支援事業を活用し防災専門家による災害対応時による指導及び後援受けているとともに、園児、児童及び生徒による防犯及び災害時引渡訓練を実施しています。しかし、教職員の災害時対応能力の向上や危機管理研修等による指導力の向上を図るとともに、町、警察及び消防と連携した児童・生徒等を含めた総合防災訓練が課題です。
- 保育園は設定や時間を変えて月1回、避難訓練を実施しており、同時に園児に安全教育を実施しています。同時に、職員の役割を確認、消火訓練の実施、引き渡し訓練の実施、救急救命の研修の実施、及び緊急時のメール配信システムの導入をしています。今後は地域と連携し、児童に自分が住んでいる地域の危険箇所や起こりうる災害などを伝え、大規模災害発生時に自分の身を守る行動がとれるよう安全教育を実施することが必要です。

【重要業績指標 (KPI)】

指標名	単位	現状値	目標値 (令和8年度)
防災・減災につながる(LPWA)センサー機器の導入数(累計)	基	0 (令和3年度)	30
小中学校での防災訓練の実施延べ回数(毎年度全校計)	回	13 (令和3年度)	13

【推進方針と施策】

(情報伝達手段の多様化・多重化)

- 戸別受信機の加入率向上を図るとともに、メール配信システム等の通信インフラを活用した事例の検討を行います。(3-②再掲)

施策名	施策の内容
通信インフラの強化	○戸別受信機の加入率向上を図ります。 ○無線等町独自通信インフラの活用を図ります。

- 自治会組織との連携等により、情報通信機能を介在させない情報伝達手段の検討を進めます。

施策名	施策の内容
自治会組織との情報提供手段の多様化	○テレビ・ラジオ放送等が中断した場合でも、的確な情報提供ができるようSNS等、複数の発信手段が確保できるよう検討を進めます。

(災害情報発信の手順化)

- 避難指示等、発令の手順等を取りまとめたマニュアルの作成を行います。また、地域における災害の発生リスクや適切な対処方法等の周知・啓発を行い、住民の防災・減災意識の高揚に努めます。

施策名	施策の内容
避難情報の見直し及び発令手順のマニュアル作成	○住民に対し避難指示等を発令できるよう、適宜、発令基準の見直しを行います。 ○発令の手順等を取りまとめたマニュアルの作成を行います。
住民の防災・減災意識の向上	○地域における災害の発生リスクや適切な対処方法等の周知・啓発を行い、住民の防災・減災意識の高揚に努めます。

(児童・生徒等の災害時対応力の向上)

- 町、警察及び消防等と連携した総合防災訓練を実施します。

施策名	施策の内容
児童生徒の防災・減災意識の向上	○各学校では、防災教育を通じて児童生徒の防災・減災意識の向上を図るとともに速やかに自分を守る行動がとれるよう、関係機関と保護者を含めた避難訓練を実施します。

○職員や児童の防災・減災意識の向上を図るとともに、情報の伝達に支障がなくても施設ごとに動けるようタイムライン（防災行動計画）」を作成します。

施策名	施策の内容
災害発生時避難行動の周知	○児童の防災・減災意識の向上を図ります。 ○職員の災害時対応能力の向上や危機管理研修等による指導力の向上を図ります。また、地域と連携した安全教育を実施します。

第4節 必要最低限のライフラインを確保し、早期復旧ができること

4-①上水道、電力等の長期間にわたる供給停止

【評価結果】

(ライフライン確保に向けた協定締結)

- 災害時における電気保安、LPガスに係る協力に関する協定の締結、資機材リース事業者との災害応援協定の締結をしています。
- 電力事業者等との情報共有や意見交換を行っています。今後は、指定避難所等における自家発電設備の設置と併せ、電力事業者等との連携強化を図るため、防災訓練を実施することが必要です。
- 災害時における非常用資機材の確保や関係団体（リース業者）等との連携を図ることが必要です。

(電源の確保と燃料備蓄の増強)

- 通所介護施設（指定管理）や小規模多機能居宅介護施設（指定管理）には非常用発電設備が設置されていない状況であり、非常時対応の充実を図るよう努めることが必要です。

(2-①、2-③再掲)

- 保育園が3箇所、認定こども園が1箇所ありますが、自家発電装置がある施設は1箇所にとどまっており、全ての施設への自家発電装置の設置が必要です。また、非常時の備蓄がないことから、保護者が来るまでの備えがない状況となっており、必要最低限の備蓄が必要です。

(水道施設の整備)

- 本町では、水道施設台帳、水道管路台帳を整備し、老朽化した水道施設を把握及び今後の更新計画を策定するため、それに合わせて耐震化を進めていくと、迅速な対応が難しい状況となっています。そのため、大規模災害等における水道設備事業者や水道工事事業者との情報共有並びに復旧体制の検討を進めることが必要です。

(教育関連施設の整備)

- 町内の学校施設における水道管の老朽化が進んでおり、漏水前に更新をする必要があります。また、電力不足の解消に向けて抜本的な改修が必要です。
- 避難所として指定されている生涯学習関連施設の一部には非常用電源装置が設置済みであるものの、非常用電源装置を長時間稼働するための燃料備蓄施設がない状況です。また、災害時等に応急的に給水するための貯水タンクや給水設備、備品等が整備されておりません。簡易トイレ等を設置するための設備の整備も必要です。
- 飯綱町学校給食共同調理場では、給食数に対応した1日分の容器が確保され、保存食については、1日分が発注済みの状態です。しかし、保管場所の問題もあり数日分の確保にとどまっています。

【重要業績指標（KPI）】

指標名	単位	現状値	目標値 (令和8年度)
浄水場の耐震化率	%	0.0 (令和2年度)	33.3
配水池の耐震化率	%	0.0 (令和2年度)	13.3
上水道管路の耐震化率	%	12.2 (令和2年度)	15.0

【推進方針と施策】

(ライフライン確保に向けた協定締結)

- 指定避難所や各施設等における長期の停電等の対策については、自家発電設備の設置や資機材リース事業者との災害応援協定等の充実を図ります。
- 電力事業者やガス事業者等との防災訓練等を実施し、連携強化を図ります。

施策名	施策の内容
電力事業者、ガス事業者等との連携強化	<ul style="list-style-type: none"> ○指定避難所等における長期の停電等の対策については、必要に応じて、自家発電設備の設置や資機材リース事業者との災害応援協定等の充実を図ります。 ○災害後の迅速な復旧・復興について、平時より情報共有や意見交換を行うとともに、防災訓練等を実施し、連携強化を図ります。

(電源の確保と燃料備蓄の増強)

- 災害発生時に福祉避難所の指定をされる福祉関連施設等には、非常用発電設備の整備を優先的に行います。(2-③再掲)
- 全ての施設（保育園）への自家発電装置の設置を進めるとともに、各施設に非常時の備蓄の配置を進めます。

施策名	施策の内容
避難所施設等への電源確保	○避難所等への省電力機器、自家用発電機や太陽光発電設備及び蓄電池の整備など自立・分散型エネルギーの導入を推進します。
ライフラインの防災対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○非常用電源の配備や燃料の確保対策、及び非常用資機材の整備や人員の確保等の体制を構築します。 ○電力停止時に、自家発電装置による施設運転の継続を図るため、燃料備蓄により長時間運転を図ります。また、未設置の施設は、発電機の設置を図るとともに、施設の利用者が3日間過ごせる量の水や食料の備蓄に努めます。

(水道施設の整備)

- 水道施設の更新に合わせて耐震化を進めます。また、大規模災害等への対応については、水道設備事業者や水道工事事業者との情報共有並びに復旧体制の検討を進めます。

施策名	施策の内容
水道施設（浄水場・配水池・水道管）の更新と耐震化の推進	○老朽化した水道施設の更新及び耐震化を行います。
水道施設災害復旧対策の検討	○水道設備事業者や水道工事事業者との非常時における対応を検討します。
発電機の設置	○主要施設に発電機を設置します。

(教育関連施設の整備)

- 水道の老朽化及び電力不足について調査し、対応できるところから取り組んでいきます。

施策名	施策の内容
校内水道管の耐震化及び電力の確保	○大規模災害による長時間にわたる断水を防ぐため、水道施設の耐震化や老朽化対策を実施します。

- 生涯学習関連施設において、非常用電源装置を長時間稼働するための燃料備蓄施設の整備、応急的に給水するための貯水タンクや給水設備、備品の整備、簡易トイレを設置するための整備を進めます。

施策名	施策の内容
必要最低限のライフラインの確保	○被災後の必要最低限のライフラインを確保するため、避難所となる社会教育施設等において非常用電源の配備による電力の供給設備や応急給水拠点としての給水設備の整備、災害用簡易トイレ等を設置するための設備の整備を行います。

- 2日分程度の保存食と容器の保管スペースを確保し、できる限りの在庫を確保します。

施策名	施策の内容
災害用給食等の備蓄	○緊急時用の保存食・紙等の容器を購入・保存します。

【評価結果】

(下水道施設の耐震整備)

- 特定環境保全公共下水道処理施設の管理汚泥棟の耐震診断を終えており、今後、管理汚泥棟の耐震補強事業及び施設ストックマネジメント計画に基づくOD槽、終沈、汚泥ポンプ棟、管廊の耐震化事業を進める必要があるとともに、管路ストックマネジメント計画を策定し、管路施設の耐震化事業を進めることが必要です。
また、農業集落排水事業施設の耐震化計画策定事業を検討することが必要です。

(浄化槽の設置推進)

- 生活排水処理を適正かつ効率的に維持管理を行っていくため、下水道長寿命化計画（ストックマネジメントや最適整備構想）と飯綱町生活排水処理区統廃合計画に基づいた修繕・更新等を計画的に実施し、トータルコストの最小化に努めていきます。
- 適切な汚水処理の促進を目的に、合併処理浄化槽設置区域に定住する目的で合併処理浄化槽を設置する居住者に補助金を交付しています。
- 合併処理浄化槽は、管渠が不要で地震などの災害に強いという特徴を有するため、起伏の激しい地域や閑散地域への設置を進める必要があります。

(下水道処理施設の適正管理と防災対策)

- 特定環境保全公共下水道処理施設の業務継続計画（BCP）の策定を進めており、災害が発生しても早期の復旧が可能となるよう体制づくりに取り組みます。今後、業務継続計画（BCP）に基づき施設の運営を進めることが必要です。
また、農業集落排水事業施設の業務継続計画（BCP）の策定を検討する必要があります。
- 復旧支援体制の確保に向けた、事業者等との協定を整備することが必要です。

(トイレ機能の確保)

- 本町では、災害時における物資供給（携帯トイレ、仮設トイレ）に関する協定の締結を事業者と結んでいるとともに、災害用簡易組立トイレを購入しています。しかし、大規模災害が発生することを想定し、災害用簡易組立トイレを設置する用地の確保を進めることが必要です。

【重要業績指標（KPI）】

指標名	単位	現状値	目標値 (令和8年度)
特環下水道処理場管理汚泥棟の耐震化率 ※耐震診断結果より	%	83.3 (令和3年度)	83.3
下水道管渠老朽化率（維持） ※経営比較分析表より	%	0.0 (令和2年度)	0.0
下水道水洗化率	%	91.8 (令和2年度)	93.0

【推進方針と施策】

（下水道施設の耐震整備）

○令和12年度までに管理汚泥棟の耐震補強事業を完了します。

施策名	施策の内容
下水道施設の耐震化の推進	○特定環境保全公共下水道施設の耐震化計画に基づく管理汚泥棟の耐震診断を終えており管理汚泥棟の耐震補強事業及び他施設の耐震診断事業を行います。 また、管路施設のストックマネジメント計画策定事業を行います。

（浄化槽の設置推進）

○合併処理浄化槽設置区域には、地震などの災害に強い合併処理浄化槽の機能について、理解促進に向けた住民への説明を行います。

○合併処理浄化槽の設置に係る町の補助金制度の周知に努めます。

施策名	施策の内容
合併処理浄化槽の設置促進	○（社）全国浄化槽団体連合会等が発行する資料を活用し、設置、維持管理に対する意識の醸成を図ります。 ○合併処理浄化槽設置区域における設置を促進します。

（汚水処理施設の適正管理と防災対策）

○業務継続計画（BCP）を策定し、管理機関の相互連携及び代替施設の確保等継続して稼働させる体制整備の促進、施設の適正管理に努めます。

施策名	施策の内容
汚水処理施設等の防災対策の推進	○下水道施設のストックマネジメント計画に基づく耐震化改築更新及び長寿命化対策を進めます。 ○下水道業務継続計画（BCP）を策定します。 ○復旧支援体制確保に向けた協定を進めます。

(トイレ機能の確保)

○指定避難所等でのトイレ機能の充実・確保を図るとともに、災害用簡易組立トイレを設置する用地確保を検討します。

流下式マンホールトイレは下流側の管渠や処理場が被災していないことが原則となります。また、流下させるための水の確保等の整備に多額の費用が掛かるため、確保した用地を掘削し災害用簡易組立トイレを設置します。

施策名	施策の内容
指定避難所等における諸条件に応じたトイレ機能の確保	○災害規模や長期にわたる電力等の供給停止の諸条件に応じた災害用トイレを設置することにより、指定避難所等でのトイレ機能の確保を図ります。 ○災害用マンホールトイレの整備には多額の費用が掛かるため、確保した用地を掘削し災害用簡易組立トイレを設置します。

4-③道路・鉄道等の基幹的交通ネットワークの機能停止

【評価結果】

（事業者との連携強化）

- 建設関係等事業者との災害時応急対策等の協定を締結しています。
- 鉄道事業者等との連携の強化に向け協議を続けています。また、災害発生以降の混乱を見越し、代替輸送手段の検討を進める必要があります。

（災害に強い道路の整備）

- 国・県道の狭小区間の解消等に向け、早期改修の要望を継続的に実施しており、今後も早期着工に向けた整備の促進に努める必要があります。また、主要道路の代替ルートや避難道路となる農道についても、防災対策を進める必要があります。
- 長野県建設業協会と災害協定を結び、災害発生時においては、早期の道路復旧支援と、新たな道路ネットワーク化を図る対応について取り決めをしています。しかし、災害協定の運用については、その対応手順などについて更なる取り決めが必要です。

（基幹的交通ネットワークの維持）

- 鉄道施設等の耐震化、倒壊・延焼防止に向け、定期検査によりすべての構築物の検査を実施し、検査結果に基づく保守・補強・取替えなどを計画的に実施していますが、災害を想定しての避難・誘導訓練の実施が必要です。

【重要業績指標（KPI）】

指標名	単位	現状値	目標値 (令和8年度)
災害応援協定締結件数	件	36 (令和2年度)	45

【推進方針と施策】

(事業者との連携強化)

○建設関係等事業者との災害時応急対策等の協定締結を引き続き進めていきます。

施策名	施策の内容
建設関係等事業者との協定	○災害等において、建設関係事業者との協定を締結し、有事の際の応急対策等を行います。

○鉄道事業者との間において、情報収集系統を確立するとともに、平常時から連携を強化していきます。

施策名	施策の内容
鉄道事業者等との連携強化	○災害等による鉄道の不通、運休などによる生活への支障を除去するため、住民等に対して迅速な情報提供を行います。

(災害に強い道路の整備)

○代替ルートとなりうる町道等の改良を実施します。

○大規模災害時の道路啓開に必要な体制を整えます。

施策名	施策の内容
道路啓開事業者との連携強化	○災害時の救援ルート等の確保のため町内外の建設関係事業者との協定、及び対応手順など対策検討を行います。
代替道路交通ルートの確保	○国・県と連携し物資輸送路確保のための道路整備について、早期事業化に向けた要請を行います。

(基幹的交通ネットワークの維持)

○鉄道事業者との間において、情報収集系統を確立するとともに、平常時より連携を強化します。

施策名	施策の内容
鉄道施設等の耐震化、倒壊・延焼防止の推進	○鉄道施設等の災害の発生に対処するため、防災強度に配慮した整備計画を促進します。

4-④石油・ガス等のサプライチェーンの機能の停止

【評価結果】

(事業者との連携強化)

○災害からの迅速な復旧・復興のために、発災時の燃料供給が円滑に行われるよう平時から各ライフライン事業者との連携体制を強化しなければなりません。本町の状況と照らし合わせ、町内の経済関係団体及び各ライフライン事業者との対策を進める必要があります。

(国・県道道路管理者との連携強化)

○国や県に対し道路施設等の整備について、早期事業化の要望を継続的に行っていますが、災害時において各ライフライン事業者が早急・円滑に復旧・復興活動に取り組むために、道路施設や設備の耐震化や老朽化対策等を進める必要があります。

【重要業績指標（KPI）】

指標名	単位	現状値	目標値 (令和8年度)
介護事業所業務継続計画（BCP）策定事業所数	所	— (令和3年度)	7 ※(令和6年度)
商工事業者の業務継続計画（BCP）策定数	所	0 (令和2年度)	25

【推進方針と施策】

（事業者との連携強化）

- 石油・ガス等の各ライフライン事業者との連携体制を強化し、その事業継続に向けた取り組みを町内の経済関係団体とともに支援します。

施策名	施策の内容
経済関係団体との連携	○町商工会をはじめ町内の経済団体と、災害時におけるサプライチェーンの寸断防止についての協議を行うとともに、事業継続計画（BCP）策定の指導・支援を促進します。

（国・県道道路管理者との連携強化）

- 災害によるサプライチェーン機能への影響が最小となるよう、地域道路ネットワークの強化と構築に向け、道路の耐震化や防災対策の推進を国・県道道路管理者に促進します。

施策名	施策の内容
事業活動の再開に向けた国・県等の道路管理者との連携	○国・県において実施される物資輸送確保のための道路施設等の整備について、早期事業化を図るための協力体制を整えます。

第5節 二次的な被害を発生させないこと

5-①土石流、地すべりなど土砂災害による二次災害の発生

【評価結果】

(ハザードマップの周知と活用促進)

○自主的な早期避難に役立つよう「飯綱町土砂災害ハザードマップ」及び「飯綱町地震ハザードマップ」を作成済みであり、町ホームページでも確認できます。そのため、ハザードマップの周知を図るとともに、実践的な防災訓練等の実施にあたり、活用することが重要です。(1-②、1-③再掲)

(土砂災害の防止)

○土砂災害防止施設を継続的に整備していますが、土砂災害警戒区域・特別警戒区域及びそれに準ずる斜面や沢等が数十箇所あり、未対策箇所が多数存在しています。そのため、町内建設事業者との連携体制や代替ルート等の検討も進める中で、土砂災害の防止に努めることが必要です。(1-③再掲)

(土砂災害対策教育の実施)

○本町では、中学校生徒に対し年3回(地震、火災、不審者)の防災訓練を実施していますが、土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設に該当している飯綱中学校では、生徒並びに保護者等に対しその周知を図ることも必要です。

(避難訓練等の充実)

○保育園では、設定や時間を変えて月1回、避難訓練を実施すると同時に園児に安全教育を実施しています。併せて職員の役割確認、消火訓練、引き渡し訓練、救急救命の研修を行うことにより職員対応力の向上に努めています。今後は、施設利用者へのハザードマップ等の周知や、施設の安全性が危険にさらされた場合での他の避難所への移動訓練や避難訓練の実施も必要です。(1-①再掲、一部追加)

【重要業績指標 (KPI)】

指標名	単位	現状値	目標値 (令和8年度)
土砂災害ハザードマップ更新版作成 ※令和4年度中に県よりデータ提供が予定されていることを前提に設定。	更新	未更新 (令和3年度)	完了 ※(令和5年度)
飯綱中学校における避難確保計画作成	策定	未作成 (令和3年度)	完了 ※(令和5年度)

【推進方針と施策】

(ハザードマップの周知と活用促進)

- 土砂災害ハザードマップを随時更新し、住民に周知していきます。また、ハザードマップ等を有効活用した訓練等を各地区に提案し、住民が積極的に参加するよう努めていきます。(1-②、1-③再掲)

施策名	施策の内容
土砂災害ハザードマップの随時更新と周知	○土砂災害や洪水の危険性のある場所等を示したハザードマップを随時更新し、住民に周知を図るとともに、災害発生時の避難活動訓練などへの活用を促進します。

(土砂災害の防止)

- 砂防事業、急傾斜地崩壊対策事業等による施設整備を、長野県と協働で促進します。また、土砂災害等による道路封鎖時に代替えとなる町道等の整備を推進します。(1-③再掲)

施策名	施策の内容
土砂災害警戒区域の対策強化 (1-③再掲)	○土砂災害防止施設の整備や、土砂災害の怖れがある箇所区域指定を県と連携して促進します。
代替えルートの整備	○代替えルートとなりうる町道等の改良を実施します。

(土砂災害対策教育の実施)

- 教育委員会と飯綱中学校で協議し、避難確保計画を作成し、総合防災訓練を行います。

施策名	施策の内容
避難確保計画の作成及び防災訓練の実施	○土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設である飯綱中学校における避難確保計画の作成及び総合防災訓練を実施します。

(避難訓練等の充実)

- 保育園等では、安全マップで、大規模地震時に、倒壊・破損し、避難路を閉鎖する可能性がある耐震性が不十分な建築物やブロック塀等を確認し、避難経路の確認を含めた防災訓練を実施します。(1-①一部再掲)

施策名	施策の内容
防災訓練・防災教育の強化	○避難訓練と防災教育の実施及び危険箇所の点検と改善を図ります。

5-②ため池、防災施設、砂防堰堤、ダム等の損壊・機能不全による二次災害の発生

【評価結果】

(ため池等の改修と管理)

○防災重点農業用ため池のハザードマップを7箇所中6箇所作成し、決壊等の危険度や迅速な避難に資するよう周知を図っています。また、非かんがい期には低水位管理を2箇所の防災重点農業用ため池で実施しています。他にも防災重点農業用ため池の地震耐性評価を計画的に実施し、それに基づきため池改修を進める必要があります。

(堰堤管理の強化)

○平常時において堰堤等維持管理事業の要望を県に対し行っていますが、緊急時の連携に必要となる、長野県との詳細な取り決めが構築されていないことから、その協議を早急に進める必要があります。

【重要業績指標（KPI）】

指標名	単位	現状値	目標値 (令和8年度)
土砂災害防止施設整備着手数	箇所	0 (令和3年度)	2
防災重点農業用ため池地震耐性評価調査箇所	箇所	1 (令和3年度)	3

【推進方針と施策】

(ため池等の改修と管理)

○防災重点農業用ため池の地震耐性評価の計画的実施やそれに伴う改修工事、及び低水位管理の更なる推進に努めます。

施策名	施策の内容
ため池の改修と管理体制の強化	○防災重点農業用ため池の機能診断、及び低水位管理を推進するとともに、ため池の改修に取り組みます。

(堰堤管理の強化)

○砂防施設整備、維持管理、及び監視点検を、長野県と連携して促進します。また緊急時の連携手法等の構築を目指します。

施策名	施策の内容
堰堤の管理点検の強化と応急対策工事の推進	○長野県が管理する堰堤施設の、監視点検を要望します。 ○長野県と連携した緊急調査、及び応急工事等を実施します。

【評価結果】

(廃棄物の処理)

○地域防災計画において危険物施設等災害予防計画や危険物施設等応急活動（風水害対策編）、危険物等災害対策（その他の災害対策編）等を定めているほか、災害廃棄物処理計画を策定し、有害物質等の流出への対策を定めています。しかし、有害物質の大規模拡散に対しては、本町だけの対応が難しいケースも想定され、国、県及び長野市消防局との情報共有が必要です。

(水路及び排水路の整備)

○地区の要望等により順次道路排水路の改修を実施していますが、大規模改修が必要な箇所等すべてを実施するのは難しいことから、優先度を検討し整備を推進することが必要です。
○有害物質の流出を抑えるため道路排水の継続的な改修を進めることが必要です。

【重要業績指標（KPI）】

指標名	単位	現状値	目標値 (令和8年度)
道路排水施設整備着手数	箇所	5 (令和2年度)	25

【推進方針と施策】

(廃棄物の処理)

○国、県及び長野市消防局との情報共有により、有害物質の大規模拡散への対応を検討します。また、灯油流出事故の未然防止広報活動を進めます。

施策名	施策の内容
有害物質の拡散・流出対策の推進	○有害危険物質を取り扱う企業事業者に対し、拡散・流出等の防止を図る施設の整備・強化等の推進を要請します。 ○灯油流出事故の未然防止に努めます。

(水路及び排水路の整備)

○継続的な道路排水の改修に努めます。

施策名	施策の内容
道路排水等の適正な保全管理	○整備が必要な道路排水箇所の把握と強化を図ります。

【評価結果】

（農地の保全）

○中山間直接支払事業交付金や多面的機能支払事業交付金等の活用により、農地の保全に取り組んでいます。しかし、これらの交付金を活用した実効的な取組体制は十分とはいえないことから、農地の保全に向け更に取り組む必要があります。

（森林の保全）

○経営企業体（森林組合等）を中心に森林整備事業を実施し、県補助事業などを活用し、緩衝帯整備や間伐事業を実施していますが、町内全域の計画的な森林整備は進んでいない状況です。これを受けて森林経営管理法に基づき策定した「森林経営管理制度実施方針」により、森林経営の意向調査や間伐等の事業実施を進める必要があります。また、県に要望している治山事業についても未採択となっている箇所も残されており、その対策を継続する必要があります。

（風評被害の防止）

○町HP等による農作物等の情報発信を継続的に実施しており、多くの消費者に利用されていることから、生産者と消費者の信頼関係の構築が進んでいるといえます。しかし、災害発生時には、風評被害が発生することも想定し、これまで以上に、関係機関等との連携体制やプロモーション力の強化・向上が必要です。

【重要業績指標（KPI）】

指標名	単位	現状値	目標値 (令和8年度)
耕作放棄地率	%	9.4 (令和2年度)	8.5
森林総合整備事業面積	ha	9 (令和3年度)	40

【推進方針と施策】

（農地の保全）

- 中山間直接支払交付金事業や多面的機能支払交付金事業等の実効的な取組体制の構築を推進します。

施策名	施策の内容
農山村の多面的機能の維持及び環境保全の推進	○耕作放棄地対策や農業の担い手確保を促進し、農地・農業が有する多面的機能の保全を図るとともに、地域コミュニティ機能の維持・活性化を進めることで、地域資源の適切な保全を図ります。

（森林の保全）

- 森林管理制度実施方針に基づく計画的な間伐等を実施します。
- 治山事業の実施に向けた県への要望を継続します。

施策名	施策の内容
森林荒廃対策の推進	○森林の整備を進めるとともに、治山事業の要望活動を継続します。

（風評被害の防止）

- 情報発信力・体制等の強化及びプロモーション力の強化を図ります。

施策名	施策の内容
風評被害防止のためのプロモーション支援	○災害発生時等の信用不安を払拭するため、広報活動及びプロモーション力の強化により地域農産物の風評被害対策や販売促進を実施します。

- 町観光協会等の関係機関と連携し、国内向けと同様に海外に向けても正確な情報提供を行います。

施策名	施策の内容
風評被害の防止	○風評被害や信用不安払拭のため、適切かつ積極的な広報活動を実施する方策に取り組みます。

【評価結果】

(疫病・感染症の発生予防)

- 疫病・感染症の発生予防のためには、手指消毒・生活環境の清潔保持といった「感染源対策」、感染防止のための経路別必要物品（マスク、石鹸他）の選定、飛沫感染・接触感染を防止するための「感染経路対策」、高齢者・乳幼児などの感染症に罹患しやすい者の健康維持のための「健康管理対策」、避難住民の感染症発生状況の把握及び感染症発生時の対応が必要となっています。(2-④再掲)
- 災害発生以降、町内での疾病や感染症が発生しないように、「災害時における感染予防対策マニュアル」の作成が必要です。また、衛生消耗品に係る資材の備蓄と併せ、対策にあたる保健師等の災害時対応訓練の実施も必要です。

(指定避難所の環境等整備)

- 指定避難所には不特定多数の避難者により密な空間が生まれ、疫病や感染症が発生しやすい環境になることから、避難所屋内の清浄さを保つため、エアコン等環境の整備を進めることが必要です。(2-④再掲)
- 衛生消耗品に係る資材の備蓄整備を進めることが必要です。

(環境衛生対策の充実)

- 本町は北信保健衛生施設組合に加入しており、中野市、下高井郡山ノ内町、上水内郡信濃町と共に北信保健衛生施設組合斎場を運営しています。斎場は中野市内に立地していますが、疾病や感染症等により死亡者が増えた場合、火葬を行うまでの期間が長くなると想定されることから、大災害発生時の広域火葬処理の検討が必要です。(2-④再掲)

(避難所におけるペットの管理)

- ペットは多くの住民にとって家族の一員ともいうべき存在になっており、飯綱町避難所運営マニュアルにおいて、避難所内で人間とペットが共存していくための一定のルールが設けられています。しかし、避難所は非日常的な生活空間となっており、飼い主に災害に備えたペットの管理方法の周知も行うことが必要です。

【重要業績指標（KPI）】

指標名	単位	現状値	目標値 (令和8年度)
指定避難所のエアコン等環境整備設置箇所数 (2 - ④再掲)	箇所	1 (令和2年度)	5
避難所運営マニュアル(ペット関連箇所)見直し	策定	未策定 (令和3年度)	完了 ※(令和5年度)

【推進方針と施策】

(疫病・感染症の発生予防)

- 様々な被災状況（ガス、電気、水道の停止状態）に対応できるよう「災害時における感染予防対策マニュアル」を作成し、災害時の感染症の大規模発生を防ぎます。また、感染防止対策の徹底に努めます。(2-④再掲)

施策名	施策の内容
衛生環境の整備	○「災害時における感染予防対策マニュアル」の作成を行い、災害時の感染症の大規模発生を防ぎます。

(指定避難所の環境等整備)

- 感染症対策を講じる上で必要な設営や運営に係る備蓄品の整備を進めるとともに、指定避難所におけるエアコン等の環境整備について、実施する箇所を選定し進めます。(2-④再掲)

施策名	施策の内容
指定避難所における環境等整備	○指定避難所におけるエアコン等の環境整備を進めます。
避難所設営や運営に係る備蓄品の整備	○感染症対策を講じた避難所の設営や運営に必要な備蓄品の整備を進めます。

- 長引く避難所生活において、多くの住民が集まる避難所の環境を維持・改善するため、お互いに助け合い配慮者に配慮しながら、避難所の運営管理に協力するとともに、不足する衛生消耗品の備蓄確認をすると同時に必要な保健師等の派遣を行い、避難者の感染防止及び心身の健康支援を行います。

施策名	施策の内容
避難所衛生環境の整備	○被災地及び避難所の生活環境や衛生状態、感染症の発生状況など被災地で必要とされる保健医療の情報収集や関係機関との連絡を密にし、地域や避難所における衛生環境の確保に努めます。

(環境衛生対策の充実)

- 長野保健所との連携により、近接県の火葬場を活用した広域火葬処理の検討を行います。(2-④再掲)

施策名	施策の内容
広域火葬体制の構築	○県内市町村と連携した広域火葬体制の構築や支援体制の検討

(避難所におけるペットの管理)

○災害時のペット管理方法の周知と普及啓発活動を行います。

施策名	施策の内容
避難所でのペット管理方法の周知	○災害時に備えたペットの管理方法の周知を図ります。 ○避難所の良好な環境整備運営をさせるため、飯綱町避難所運営マニュアルを見直します。

※参考：災害時におけるペットの救護対策ガイドライン（環境省）

災害時における愛護動物の救護活動に関する協定書（長野県・長野県獣医師会・長野県動物愛護協会）

第6節 流通・経済活動が停滞しないこと

6-①商店街・小売業等の機能停止による、食料等の安定供給の停滞

【評価結果】

(災害備蓄の増強)

- 災害時備蓄品（生活必需品、食料品）の備蓄に努めていますが、発災直後からおおむね3日間は、自らの備蓄で賄うことを原則としています。今後も食料品や飲料水の安定的な備蓄に努める必要があります。（2-①再掲）

(事業者による適切な災害備蓄)

- 災害時の食料安定供給に向けた初動対応や備蓄体制等についての、関係機関等による取り決めや体制整備等を検討する必要があります。
- 大規模災害発生時にサプライチェーンを確保するため、企業や事業者は被害や生産力の低下を最小限に抑えるBCPの策定に努める必要があります。

(食料品等の調達ルート確保)

- 物資の供給や救援・救護を迅速かつ確実にするための緊急輸送道路などの基幹道路等についての整備等を国、県へ要望していますが、国や県、関係機関等と連携し、代替ルートを確保するための検討や、各種交通施設の耐震化や整備等の防災対策を促進する必要があります。

【重要業績指標（KPI）】

指標名	単位	現状値	目標値 (令和8年度)
平成26年度からの空き店舗への出店件数（累計）	件	4 (令和2年度)	10

【推進方針と施策】

(災害備蓄の増強)

- 食料を持ち出しできない住民等を想定して、必要な量を確保し、迅速に水、食料等を提供する態勢を整えます。(2-①再掲)
- 住民に対し、発災直後から最低でも3日間、可能な限り1週間は、自らの備蓄で賄うように平時から啓発に努めます。(2-①再掲)

施策名	施策の内容
家庭内備蓄及び非常用備蓄の推進	○災害時における飲料水や食料等の支援物資の提供や輸送に関し、ホームページや広報紙、防災訓練や出前講座などあらゆる機会を通じ、非常用持出品や食料等の備蓄を住民に呼びかけます。

(事業者による適切な災害備蓄)

- 災害発生時の迅速対応に向け、直売施設等を核とする町内事業者・農業生産者等で構成する食料等の安定供給体制の仕組みづくりと初動対応を検討し、供給体制確保に向けた計画マニュアル等を作成します。

施策名	施策の内容
農業生産基盤の整備及び生産・流通体制の確保	○災害に強い生産基盤づくりに向け、計画的に農地等の条件整備を進めるとともに、直売施設等を核とする地域内の生産・流通体制の強化を図ります。

- 事業者等の業務継続計画（BCP）策定に対する意識を向上させるとともに、策定の支援に取り組みます。

施策名	施策の内容
食料等の供給体制の確保	○大規模災害発生時にサプライチェーンを確保するため、事業者に対し被害の軽減や早期の事業再開への備えとして、耐震化や事業継続計画（BCP）の策定等の防災対策啓発に努めます。

(食料品等の調達ルート確保)

- 物流機能等の維持と早期再開が可能となるよう、地域道路ネットワークの構築、防災対策、維持管理に努めます。

施策名	施策の内容
物流機能等の維持及び早期再開	○物資の輸送ルート及び被災時の代替ルートを確保するため、国や県、建設業協会、民間事業者等と連携し、道路等の早期啓開体制を整備します。

6-②農林畜産物生産者の生産活動の喪失・減退

【評価結果】

（農産物生産活動の維持）

- 農林畜産物生産者に対し収入保険などの農業保険の加入促進に努めるとともに、保険加入等に向けた補助金の交付等により財政支援を行っています。しかし、自然災害等による農作物被害は年々増加傾向にあり、その対策としての生産基盤の整備・支援体制等の強化が急務です。
- 地域一体となって農産物を販売していく「地域商社的機能」が十分に確立されておらず、農産物の販売プロモーション力やブランド力等が脆弱であることから、安定的かつ収益性の高い販売先等の確保や物流構築が必要です。

（農業用水利施設の維持）

- 被災した農業用施設の位置や構造等を把握できず、復旧（機能回復に時間を要することが懸念されるため、個別施設計画を整備することが必要です。また、その計画に基づき、農業用水利施設の長寿命化対策を計画的に進めることが必要です。

（地産地消の推進）

- 町内で生産される旬の食材は、地産地消推進の面からも、直売所との連携により、できる限り給食の材料として使用していますが、こうした取り組みは農林畜産物生産者の生産活動意欲の喚起につながっていることから、災害時においても地産地消を推進する必要があります。

【重要業績指標（KPI）】

指標名	単位	現状値	目標値 (令和8年度)
担い手への農地利用集積延面積	ha	287 (令和2年度)	350
農業振興策満足度	%	22.5 (令和2年度)	↑
学校給食における地元農産物（米）の使用率	%	100.0 (令和2年度)	100.0

【推進方針と施策】

（農産物生産活動の維持）

- ふるさと振興公社、JA等と連携した、農産物の安定的な販売・流通体制としての地域商社機能を構築し、農業者の生産意欲の維持・向上を確保するとともに、生産基盤の支援強化、後継者育成・新規就農者確保等を積極的に進めることで持続可能な生産体制を確立します。
- 被災時等への対応として、収入保険等の農業保険制度の周知強化と加入促進を図ります。

施策名	施策の内容
農業生産基盤整備及び安定した販売・流通の体制整備支援	○生産意欲の減退防止策としての、安定した生産基盤支援や販売先確保に向けた多角的な取組を推進します。
収入保険の加入促進支援	○農業共済組合との連携による収入保険の加入促進の取組を強化します。

（農業用水利施設の維持）

- 農業用水利施設について機能診断を行い、長寿命化のための個別施設計画を策定するとともに、緊急性の高い施設においては順次改修工事を実施し、水利施設の保全を図ります。

施策名	施策の内容
農業用水利施設の維持	○農業用水利施設の個別施設計画の策定と、それに基づく改修工事を実施します。

（地産地消の推進）

- 災害時であっても、直売所からの供給が可能な限り使用します。

施策名	施策の内容
町内農作物の利用促進	○平常時や災害時にも関わらず、農作物の収穫時に、町内農産物を積極的に使用します。

第7節 被災した方々の日常生活が迅速に戻ることに

7-①大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態

【評価結果】

(災害廃棄物処理体制の強化)

○災害の発生に対応した災害廃棄物処理計画を策定し、廃棄物の仮置き場の選定も行っています。また、長野県市町村災害時相互応援協定を結んでおり、処理体制の構築も図られています。今後は、実際に災害廃棄物を排出（搬出）する事業者との連携について協議を進める必要があります。

(廃棄物運搬・排出道路の確保)

○廃棄物によって通行止め等となった箇所を、協定を結んでいる事業者等へ啓開作業を依頼していますが、災害により不通となった道路を、災害対応の優先度に応じて効率的に啓開する体制整備を進める必要があります。

【重要業績指標（KPI）】

指標名	単位	現状値	目標値 (令和8年度)
災害廃棄物仮置き場の指定箇所の見直し	箇所	9 (令和3年度)	12

【推進方針と施策】

(災害廃棄物処理体制の強化)

- 災害廃棄物の仮置き場へ搬出する事業者との連携、及び仮置き場の指定箇所の選定と見直しを図ります。

施策名	施策の内容
災害廃棄物処理体制の充実	○仮置き場の指定箇所の選定と見直し等、災害廃棄物処理計画の更新による処理体制の充実を図ります。

(廃棄物運搬・排出道路の確保)

- 災害時に発生する建物や土木施設等の被災状況を早急に把握する体制を検討し、発災時における道路啓開を進める方法とそのために必要な手順等を検討します。

施策名	施策の内容
建物や土木施設等の被災状況の迅速な把握	○災害時に発生する建物や土木施設等の被災状況を早急に把握する体制を検討します。 ○不通となる道路の早期解除に向けた手順を検討します。

7-②仮設住宅の建設、民間住宅等の確保が大幅に遅延する事態

【評価結果】

（仮設住宅の確保）

○災害対策に必要な各種資機材確保に向けて、レンタル事業者等との災害協定の締結を行っています。また、仮設住宅の建設に向けて、プレハブ事業者等との災害協定の締結を検討することが必要です。

（仮設住宅用地の確保）

○災害復旧・復興を迅速に取り組むため、仮設住宅用地の確保を検討することが必要です。

（生活再建ガイドラインの整備）

○介護保険及び後期高齢者医療、並びに国民健康保険に加入する被保険者情報等の電子データが、被災時に破損した場合に対応できるよう、持ち出し用（紙媒体）の被保険者台帳等の保管・整備に努めていますが、緊急時に被災地や避難先へ持ち出せる各種施策の特例措置や特例制度等をまとめた広報媒体の作成も必要です。また、個々の被災者の実情（年齢・家族構成・健康状態・経済状況等）に沿った支援方法を想定したガイドラインの作成や、平常時における住民への生活再建に関する啓発活動を行うことが必要です。

【重要業績指標（KPI）】

指標名	単位	現状値	目標値 (令和8年度)
町営住宅等整備数	戸	65 (令和2年度)	73

【推進方針と施策】

(仮設住宅の確保)

○応急仮設住宅関係事業者等との災害協定の締結を検討します。

施策名	施策の内容
応急仮設住宅関係事業者等との災害協定の締結	○プレハブ、ユニットハウス、トレーラーハウス等事業者との災害協定を検討します。

(仮設住宅用地の確保)

○仮設住宅建設予定地の選定、建築可能件数、及び建築費用等の調査検討を行います。

施策名	施策の内容
仮設住宅等の用地の確保	○仮設住宅建設において、災害発生時にスムーズに建設できるよう、候補地の洗い出しを行います。

(生活再建ガイドラインの整備)

○被災者の日常生活を早期に取り戻すために、その側面的な支援となる各種特例措置等の利用方法を、平常時の適正な機会に住民に対して情報提供します。

○また、復旧に取り組むための、町、民間、住民の各種施策ごとの役割を整理し、明確にしたガイドラインを作成します。

施策名	施策の内容
災害に対応した広報活動の強化	○罹災証明書や被災者台帳に基づく保険料の減免・猶予等の特例措置の広報・周知・手続支援を徹底し、被災者の早期生活再建を支援します。

7-③倒壊した住宅の再建が大幅に遅れる事態

【評価結果】

(罹災証明書早期発行体制の整備)

- 被災者への罹災証明書の発行を行える態勢は整えていますが、災害時に人員不足が想定されています。
- 長野県消防相互応援協定書、長野県市町村災害時相互応援協定書、大規模災害時における相互応援に関する協定書（志木市、東庄町）を締結しており、災害が大規模となった際の被災調査をする職員及び証明書の発行に係る人員の確保に努める必要があります。

(地籍調査の推進)

- 国庫補助事業を活用しながら地籍調査を実施していますが、災害後の住宅等の再建に当たっては地籍を明確にしておく必要があることから、今後も地籍調査を推進する必要があります。住宅地での地籍調査は調査の終了が見込まれていますが、農地・山林等では調査が未実施となっており、その取り組みを進める必要があります。

(ボランティア受け入れ態勢の整備)

- 町内における災害ボランティアの育成を図るとともに、災害ボランティアを適正に受け入れる体制の整備が必要です。

【重要業績指標（KPI）】

指標名	単位	現状値	目標値 (令和8年度)
相互応援協定の締結件数（4-③再掲）	件	35 (令和2年度)	45
ボランティア活動登録者数	人	150 (令和2年度)	250

【推進方針と施策】

(罹災証明書早期発行体制の整備)

○相互応援や他自治体からの支援を円滑に受けるための体制を整備します。

施策名	施策の内容
他自治体等との災害協定の締結推進	○災害が発生し、被災地だけでは十分な応急措置が実施できない場合に、相互応援や他自治体からの支援を円滑に受けるための体制を整備します。

○県及び近隣市町村と連携し、罹災証明書を速やかな発行や被災者台帳を行い、被災者の生活再建支援のための体制を整備します。

施策名	施策の内容
職員の育成と確保	○罹災証明書の発行に係る人材の育成及び確保に努めます。

(地籍調査の推進)

○国土調査の未実施地区解消に向け、継続して事業を実施します。

施策名	施策の内容
地籍調査の着実な実施	○住宅再建において地籍が不明瞭とならないよう国土調査を実施します。

(ボランティア受け入れ態勢の整備)

○有事の大規模地震の発生に備えた災害ボランティアの育成に努めるとともに、災害ボランティアを適正に受け入れる体制づくりを整備し、被災者が1日でも早く住み慣れた環境で生活できるように支援体制を整えます。

施策名	施策の内容
ボランティア支援体制の整備	○住家の甚大な被害の解消に向け、災害ボランティアの受け入れ態勢を強化します。

7-④道路啓開等の遅れにより復旧・復興が大幅に遅れる事態

【評価結果】

（道路啓開体制の強化）

○緊急時において町内建設業者への啓開作業を依頼することとなっていますが、災害時における道路啓開等の復旧・復興を迅速に行うために、建設業者の協力が不可欠であることから、災害時における体制整備の検討が必要です。

（橋梁等の耐震化）

○橋梁長寿命化修繕計画により橋梁を修繕しており、橋梁の老朽化対策を進めています。しかし、町内の道路には多くの橋梁がかかっており、災害時における道路啓開等の復旧・復興を迅速に行うためには、町内主要道路網における橋梁の耐震化が必要です。

（空き家対策の強化）

○人の手入らなくなった空き家が増加しています。その中には災害時における道路啓開等の復旧・復興に著しく影響が及ぶ空き家もあることから、継続した管理者調査や通知などの対策を行っています。今後は災害に強いまちづくりを進めるため更なる空き家対策事業を進める必要があります。

（鉄道事業者との連携強化）

○災害（降雪、風倒木等）による鉄道の不通、運休等による住民生活への支障を除去するため、住民等には迅速な情報提供に努めています。

【重要業績指標（KPI）】

指標名	単位	現状値	目標値 (令和8年度)
空き家バンク登録物件成約数	件	6 (令和2年度)	50
定期点検対象橋梁数	橋	85 (平成30年度)	85 ※(令和4年度)

【推進方針と施策】

(道路啓開体制の強化)

○町内建設業者との、災害時における道路啓開体制の強化に努めます。

施策名	施策の内容
緊急輸送道路等の災害対応力の強化	○災害対応の優先度に応じて効率的な道路啓開を行う体制整備を進めます。

(橋梁等の耐震化)

○地域道路ネットワークの強化に向け、橋梁の耐震化、道路施設の防災対策及び維持管理に努めます。

施策名	施策の内容
橋梁等の補修・耐震化の推進	○大規模災害時に被害が発生する可能性のある橋梁等の修繕・耐震対策を推進します。

(空き家対策の強化)

○災害に強いまちづくりを進めるため空き家対策事業の推進を図ります。

施策名	施策の内容
空き家対策事業の強化	○復旧・復興に影響する空き家に対し更なる対策事業の推進を図ります。

(鉄道事業者との連携強化)

○鉄道事業者との間において、平常時より連携を強化し情報収集系統を確立します。

施策名	施策の内容
鉄道事業者との災害発生時における連携の強化	○鉄道施設の安全性向上に資する設備の機能向上や長寿命化を図れるよう鉄道事業者に要請を行います。

第5章 重点プログラムの設定

(1) プログラムの重点化の考え方と設定方法

本計画では、国の基本計画や長野県強靱化計画で設定された、起きてはならない最悪の事態を参考に、脆弱性評価のプロセスを踏まえ、26の「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を設定しました。

さらに、本町の特性や被害想定を勘案し、以下に示す視点から優先度を総合的に判断し、「重点化すべきプログラム」として選定しました。重点化したプログラムにより、回避すべき「最悪の事態」は以下の通りです。

この「重点化すべきプログラム」については、その重要性に鑑み、関連する施策の進捗状況と各部署等における施策の具体化の状況等を踏まえつつ施策を推進します。

- 「起きてはならない最悪の事態」による本町での被害想定の大さや当該事態が与える影響の大きさを評価
- 国・県・民間事業者など、それぞれの取組主体が適切な役割分担と連携のもとで事態の回避に向けた取組を推進する上で、本町が担うべき役割の大きさを評価
- 当該事態を回避することにより、他の複数の事態の回避や被害軽減への寄与度を評価

(2) 重点化すべきプログラムの一覧

事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ)	推進方針（取組）の項目
1 人命の保護が最大限図られること	①住宅や事業所等、不特定多数が集まる施設の倒壊・火災による死傷者の発生	住宅、建築物の耐震化 避難訓練等の充実
	③土砂災害等による死傷者の発生	ハザードマップの周知と活用促進 土砂災害の防止
2 救助・救急、医療活動が迅速に行われ、被災者等の健康を確実に確保すること	①長期にわたる孤立集落等の発生（大雪を含む）や、被災地での食料、飲料水、発電機等の長期にわたる不足	電源の確保と燃料備蓄の増強
		緊急輸送路等の確保
3 必要不可欠な行政機能、情報通信機能を確保すること	①役場職員・施設等の被災による機能の大幅な低下	役場庁舎の機能強化
	②防災・災害対応に必要な通信インフラや情報通信の麻痺・機能停止	防災拠点における情報発信機能の維持・強化
4 必要最低限のライフラインを確保し、早期復旧ができること	②汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止	浄化槽の設置推進
		トイレ機能の確保
5 二次的な被害を発生させないこと	②ため池、防災施設、砂防堰堤、ダム等の損壊・機能不全による二次災害の発生	堰堤管理の強化
7 被災した方々の日常生活が迅速に戻ることに	④道路啓開等の遅れにより復旧・復興が大幅に遅れる事態	道路啓開体制の強化
		橋梁等の耐震化
		空き家対策の強化

第6章 計画の推進

(1) 本計画の推進

本計画の推進にあたっては、行政（町）のみの取り組みによって推進できるものだけでなく、住民、団体、及び企業・事業者等が連携しなければ推進できない施策も多くあります。

このため住民、団体及び企業・事業者と行政（町）が協働して計画の推進に取り組むこととします。

(2) 本計画の進捗管理

本計画に基づく取り組みを確実に推進するために、取組内容で設定した事業等の進捗状況を毎年度把握していくものとし、進捗状況の把握については事業評価（進捗管理）とも連携して実施します。

また、事業の進捗状況や各種取組結果等を踏まえ、所管する部署が中心となり各取り組みの見直しや改善を行い、必要となる予算の確保等により事業を推進します。

本町だけでは対応できない事項については、国・県・関係機関等への働きかけなどを通じ、事業の推進を図ります。

(3) 本計画の見直し

本計画の推進期間は、「第2次飯綱町総合計画基本構想」及び「前期基本計画」との整合・調和を図る趣旨から5年間としますが、社会経済情勢等の変化等が生じた場合や取組の進捗評価の結果、見直しが必要になった場合や、国の基本計画や年次計画、長野県強靱化計画等の見直しによって必要になった場合、期間内においても本計画の適宜見直しを行います。

(4) 他の計画等の見直し

本計画は、本町の国土強靱化の観点から、本町における総合計画や地域防災計画をはじめとする様々な分野の計画等の指針であり、他の計画等においては必要に応じて所要の検討を行い、本計画との整合性を図っていくものとします。

飯綱町国土強靱化地域計画

令和4年（2022年）3月

発行：飯綱町

〒389-1293

TEL：026-253-2511（代表）

FAX：026-253-5055

URL：<https://www.town.iizuna.nagano.jp>

企画・編集：総務課 危機管理室